

第2期岡山県公共施設マネジメント方針

令和8年3月

岡 山 県

目 次

I	はじめに	1
1	策定の目的	2
2	位置付け	2
3	対象施設	4
4	計画期間	4
5	公共施設を取り巻く環境	
(1)	人口の推移	5
(2)	財政状況	6
II	公共施設の現況	
1	公共建築物	
(1)	総量	7
(2)	建築年代別延床面積	8
2	インフラ施設	
(1)	総量	9
(2)	建設年代別数量	10
III	これまでの取組	
1	公共建築物	
(1)	個別施設計画の策定	11
(2)	特定建築物（県所有公共建築物）の耐震化	11
(3)	行政需要に応じた施設の見直し	12
2	インフラ施設	
(1)	個別施設計画（長寿命化計画）の策定	13
(2)	長寿命化対策等の実施	13
IV	今後の修繕・更新費用等の試算	
1	公共建築物	14
2	インフラ施設	15
V	総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針	
1	公共建築物	
(1)	基本的方針	16
(2)	管理に関する基本的な考え方	19
2	インフラ施設	
(1)	基本的方針	21
(2)	管理に関する基本的な考え方	23
VI	推進体制	
1	全庁的な取組体制	25
2	個別施設計画の策定	25
3	フォローアップの方針	25
VII	施設類型ごとの管理に関する基本的な方針	26

I はじめに

本県では、高度経済成長期を中心に大量に整備された公共施設の老朽化が進行しており、近い将来には多くの公共施設が一斉に大規模改修や更新の時期を迎えることから、公共施設の維持管理・更新費をいかにして適正な水準に抑えていくかが喫緊の課題となっている。

このような中、国は、国民の安全・安心を確保し、中長期的な維持管理・更新等に係るトータルコストの縮減や予算の平準化を図るため、平成 25(2013)年 11 月に「インフラ長寿命化基本計画」を策定し、国や地方公共団体等が一丸となって戦略的な維持管理・更新等を推進することとした。さらに、平成 26(2014)年 4 月には、公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するための計画（公共施設等総合管理計画）の策定に取り組むよう地方公共団体へ要請された。

こうした国の動きと歩調を合わせ、平成 29(2017)3 月に、これまでの取組や既存計画等との整合を図りつつ、全庁的・長期的な視点に立って「岡山県公共施設マネジメント方針」を策定したところであるが、計画期間が令和 8(2026)年度で終了することから、この間の取組状況や情勢の変化を踏まえ、あらためて「第 2 期岡山県公共施設マネジメント方針」を策定し、この方針に基づき、公共施設の老朽化対策の一層の推進を図る。

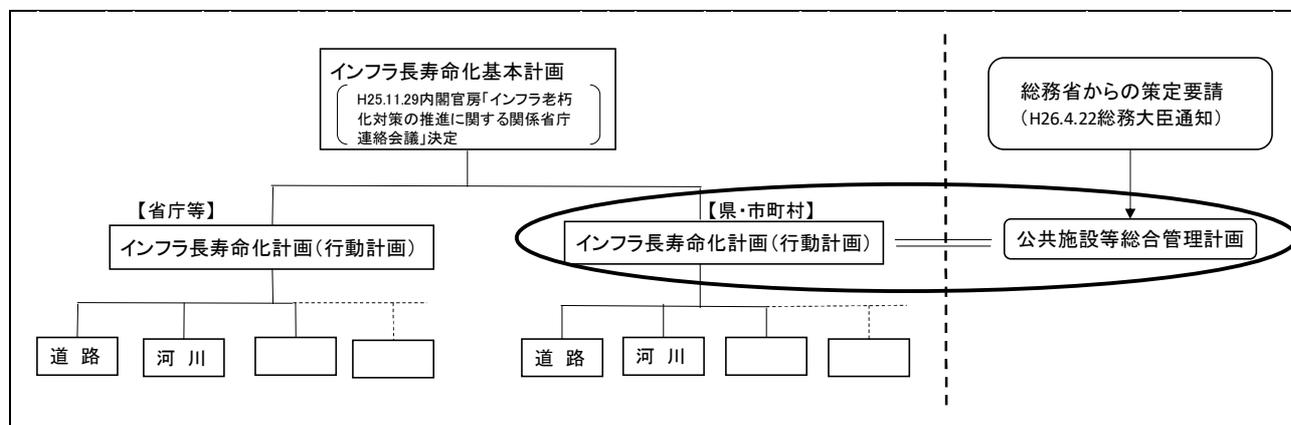
1 策定の目的

公共施設（公共建築物及びインフラ施設）の老朽化が進み、厳しい財政状況が続く中、人口減少等による公共施設の利用需要の変化に対応して、長期的視点に立ち、長寿命化、耐震化、更新、統廃合などを計画的に実施し、財政負担の軽減・平準化と行政需要に応じた施設機能の確保を図ることにより、必要な行政サービスを持続的に提供することを目的とする。

2 位置付け

本方針は、「岡山県行財政経営指針」に定める公共施設のマネジメントの推進を図るための基本方針である。

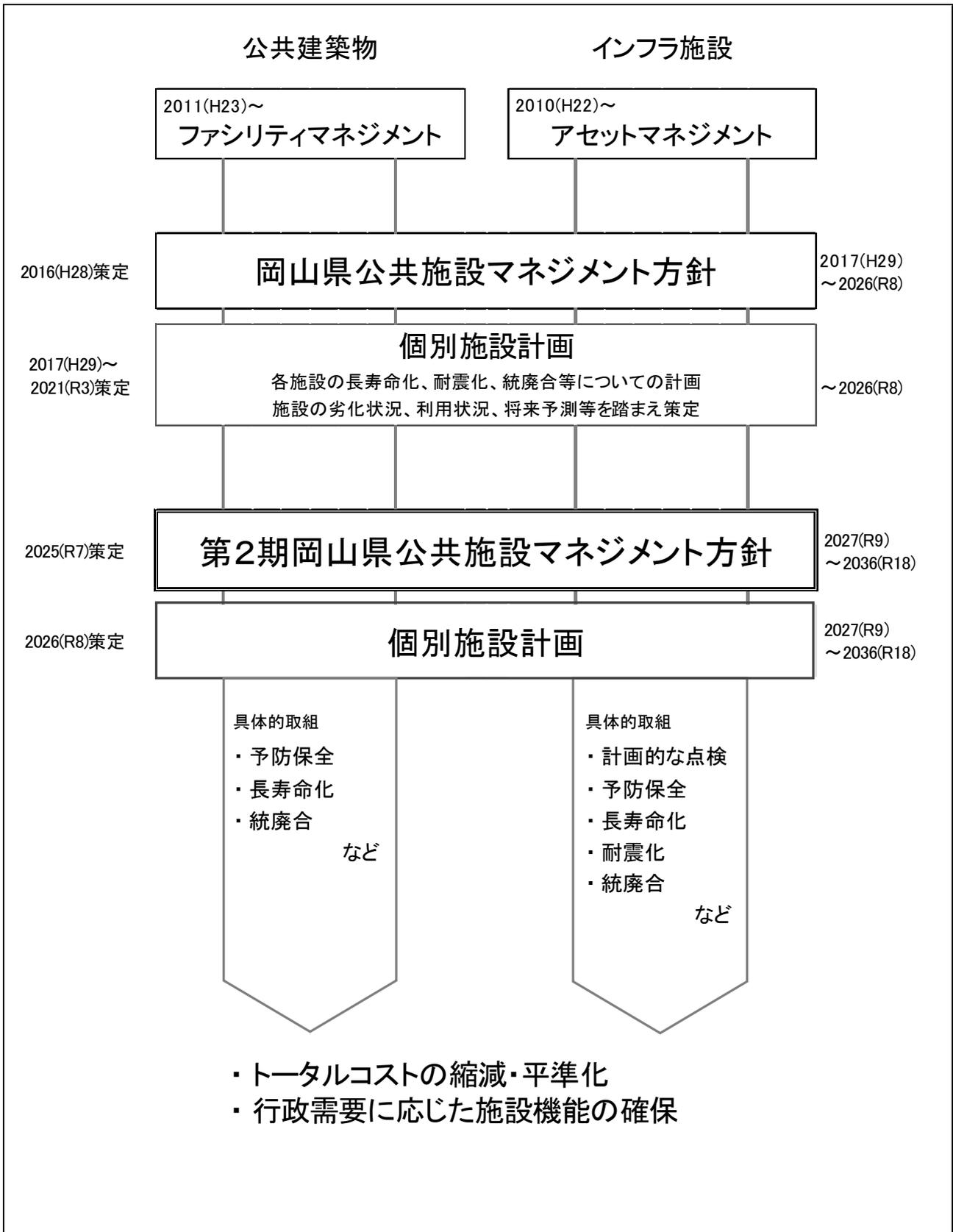
また、「インフラ長寿命化基本計画」（平成 25(2013)年 11 月 29 日 インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議）に基づく県の「インフラ長寿命化計画（行動計画）」に該当するものであるとともに、「公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進について」（平成 26(2014)年 4 月 22 日 総務大臣）を受けて策定する県の「公共施設等総合管理計画」に該当するものである。



※公共施設等総合管理計画はインフラ長寿命化計画(行動計画)に該当するものである。
(H26.4.22総務省 総合管理計画策定指針)

本方針は、公共施設に関する総合的かつ計画的な管理を推進するための基本方針に当たるものであり、これに基づき、今後、各施設の個別施設計画を策定し、行政需要に応じた適切な施設機能の確保やトータルコストの縮減、修繕・更新費用の平準化を進める。

【本県における公共施設マネジメントの体系】



3 対象施設

県が所有又は管理する下表の公共施設とする。また、県が出資する地方独立行政法人が所有する施設についても対象施設に含める。

【対象施設一覧】

	施設類型	主な内容
公共建築物	庁舎	県庁舎、県民局、出先事務所、試験研究機関、警察署等
	県民利用施設	文化施設、スポーツ施設、社会福祉施設等
	学校	県立高等学校、県立特別支援学校等
	公舎・寮	公舎、寮、教職員住宅等
インフラ施設	道路施設	橋梁、トンネル、舗装等
	河川管理施設	水門、樋門、排水機場、ダム等
	砂防施設	砂防堰堤、急傾斜地崩壊防止施設、地すべり防止施設等
	海岸保全施設	堤防、護岸、胸壁等
	港湾施設	防波堤、係留施設等
	都市公園	運動施設、便益施設、管理施設等
	下水道	終末処理場、管路
	県営住宅	住棟、附属施設
	土地改良施設等	農業用防災ダム、頭首工、用排水機場、貯水池堤防、地すべり防止施設、海岸保全施設(農地海岸)
	治山施設	治山ダム、山腹基礎工、落石防止工、地すべり防止施設等
	漁港施設	防波堤、係留施設等
	漁場施設	中間育成施設、消波施設
	漁港海岸	堤防、護岸、胸壁等
	空港	滑走路、誘導路、エプロン等
	情報通信施設	光ファイバ等(岡山情報ハイウェイ)
	発電施設	水力発電所、太陽光発電所
	工業用水道施設	浄水場、配水場
交通安全施設	交通信号機、情報板、路上標識、可変標識	

4 計画期間

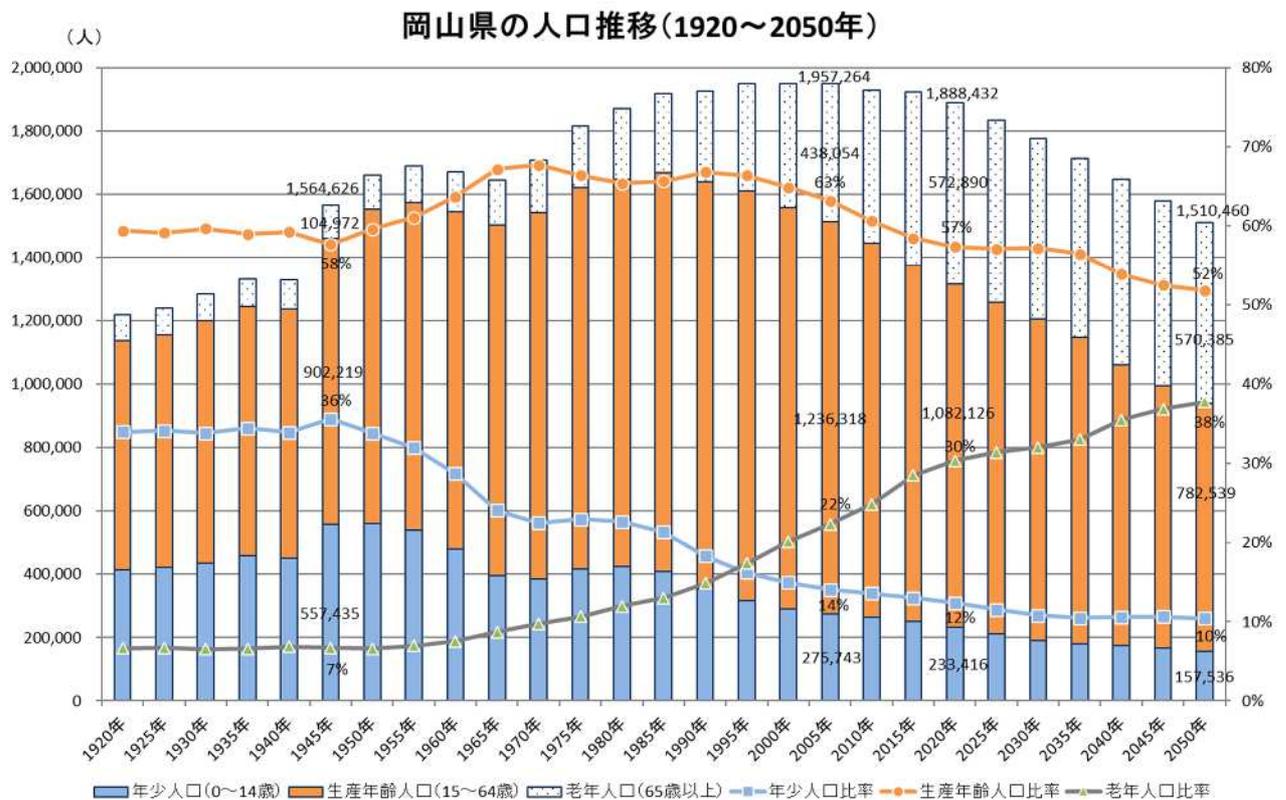
長期的視点に立った上で、今後 10 年間（令和 9(2027)年度から令和 18(2036)年度まで）の公共施設マネジメントの方針を示すものとする。

5 公共施設を取り巻く環境

(1) 人口の推移

本県の人口は、平成 17(2005)年の約 196 万人をピークに減少し、令和 2(2020)年の時点で約 189 万人となっている。

国立社会保障・人口問題研究所によると、令和 32(2050)年には、令和 2(2020)年から 20.0%減の約 151 万人になると推計されている。これは昭和 20(1945)年頃と同程度であるが、年齢構成を比較すると、年少人口（14 歳以下）及び生産年齢人口（15～64 歳）の割合が小さくなるとともに、老年人口（65 歳以上）の割合が大きくなっており、年少人口数と老年人口数が逆転した形となっている。

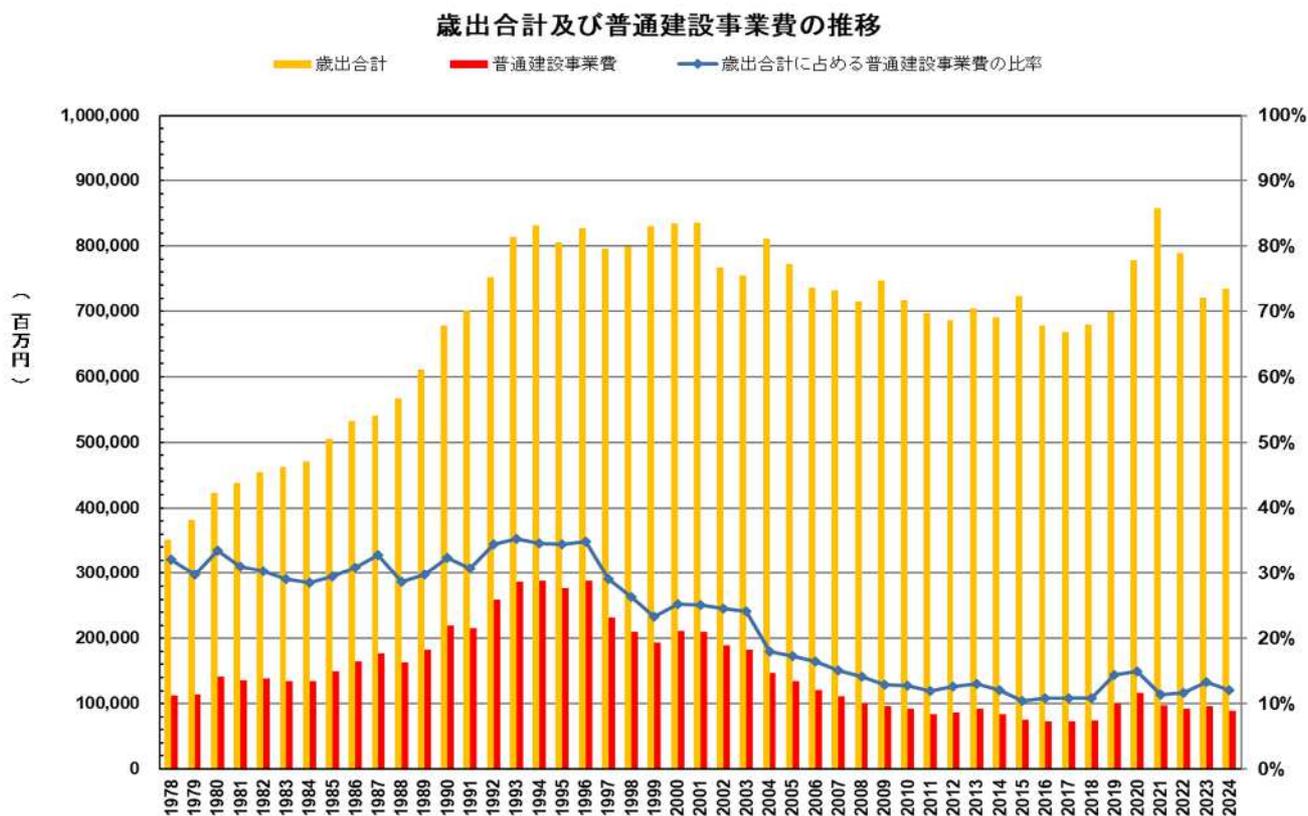


※令和2(2020)年までは総務省統計局「国勢調査」、令和7(2025)年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(令和5年12月推計)」より作成。

※人口総数は、国勢調査時の年齢「不詳」を含んでいるため、年齢構成別人口の合計と合致しないことがある。構成比は、四捨五入処理しているため、合計は 100%にならないことがある。

(2) 財政状況

普通会計決算額（歳出）の推移をみると、公共施設の新設・更新に使われる普通建設事業費の占める比率は平成9(1997)年度頃から減少しており、令和6(2024)年度では12.1%となっている。



Ⅱ 公共施設の現況

1 公共建築物

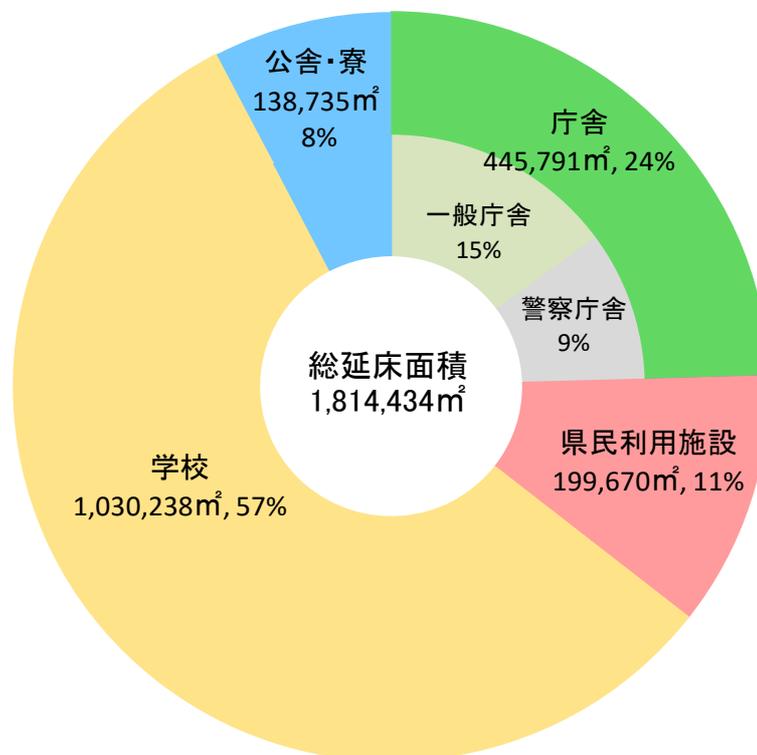
(1) 総量

公共建築物の総量は、5,769棟、延床面積約181万㎡である。施設類型別にみた延床面積の比率では学校が全体の約57%、庁舎が約24%、県民利用施設が約11%、公舎・寮が約7%となっている(注1)。

(令和7(2025)年4月1日時点)

施設類型	棟数	延床面積	
		面積(㎡)	比率(%)
庁舎	1,636	445,791	24.5
一般庁舎	576	271,324	14.9
警察庁舎	1,060	174,467	9.6
県民利用施設	198	199,670	11.0
学 校	3,417	1,030,238	56.8
公舎・寮	518	138,735	7.7
合 計	5,769	1,814,434	100.0

用途別割合(延床面積)



(注1) 普通財産のうち処分予定のものなどを除く。

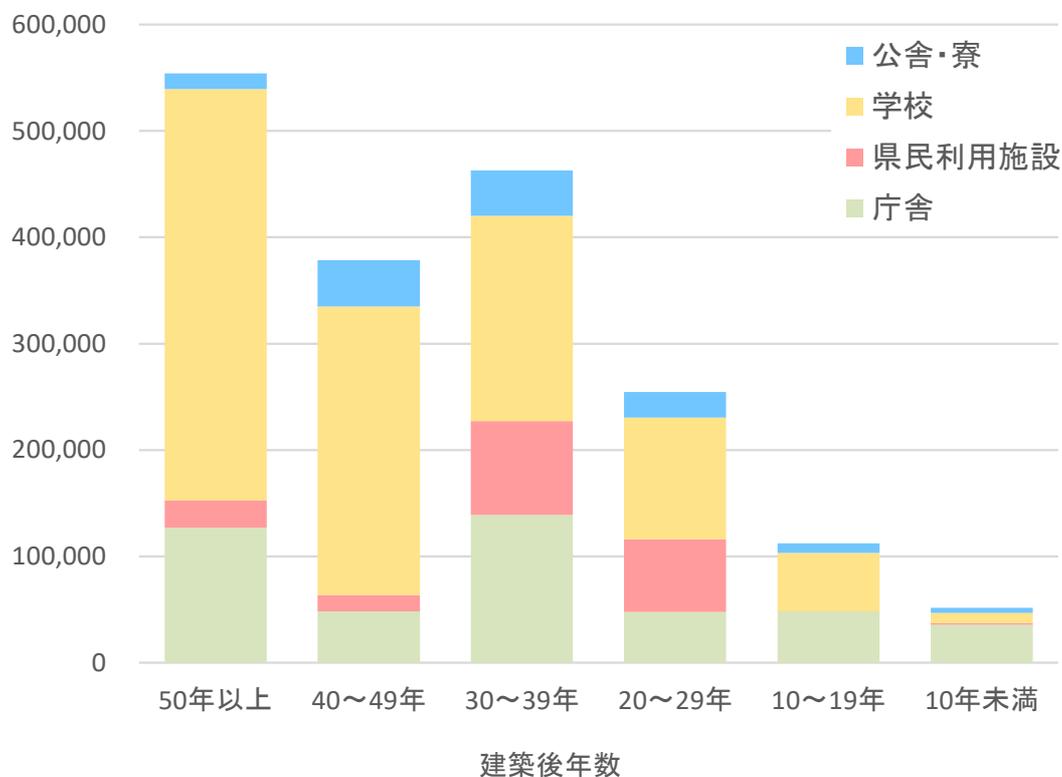
(2) 建築年代別延床面積

公共建築物の延床面積を建築年代別にみると、大規模な修繕が必要になるといわれる建築後 30 年以上経過している建物の割合は、約 77% であり、さらに建築後 50 年以上の建物も全体の約 30% を占めていることから、経年劣化に伴う修繕費のさらなる増加が懸念される。

(令和 7(2025)年 4 月 1 日時点)

建築後年数	延床面積 (㎡)	割合 (%)
50年以上	554,238	30.5
40～49年	378,510	20.9
30～39年	463,023	25.5
20～29年	254,725	14.0
10～19年	112,260	6.2
10年未満	51,678	2.8
合 計	1,814,434	100.0

延床面積 (㎡)



2 インフラ施設

(1) 総量

主なインフラ施設の種類及び総量は下記のとおりとなっている。

(令和7(2025)年4月1日時点)

施設類型		総量	備考
区分1	区分2		
道路施設	橋梁	3,727橋	
	トンネル	86本	
	舗装	3,318.8km	
	横断歩道橋	74橋	
	門型標識等	34基	
	シェッド	17基	
	大型カルバート	91基	
	道路照明	6,158基	
	道路標識	20,132基	
河川管理施設	大規模河川管理施設	14施設	防潮水門、排水機場
	小規模河川管理施設	300施設	小規模水門等
	ダム	13基	
砂防施設	砂防設備	1638基	砂防堰堤、溪流保全工
	急傾斜地崩壊防止施設	589箇所	擁壁、法枠
	地すべり防止施設	74箇所	集水井戸等
海岸保全施設	建設海岸	34.1km	48海岸
	港湾海岸	65.1km	62海岸
港湾施設		1,436施設	10港
都市公園		4公園	
下水道	終末処理場	1施設	
	管路	20.2km	
県営住宅		545棟	
土地改良施設等	農業用防災ダム	11基	
	頭首工	2箇所	
	用排水機場	22箇所	
	貯水池堤防	1箇所	
	地すべり防止施設	38箇所	
	農地海岸	47.1km	33海岸
治山施設		9,595基	
漁港施設		13漁港	
漁場施設	中間育成施設	3箇所	
	消波施設	1箇所	
漁港海岸		24.3km	13海岸
空港		2空港	
情報通信施設	光ファイバ	513km	岡山情報ハイウェイ
発電施設	水力発電所	18施設	
	太陽光発電所	1施設	
工業用水道施設		3施設	
交通安全施設	交通信号機等	3,480基	信号機、情報板
	路上標識等	2,753基	路上標識、可変標識

(2) 建設年代別数量

インフラ施設のうち、主要な施設の多くは高度経済成長期（昭和 30～40 年代）以降に建設されており、建設後 50 年以上を経過する施設の比率が年々高まっている。

（令和 7(2025)年 4 月 1 日時点）

施設類型		数量	建設年代別数量(建設後年数)					
区分1	区分2		～1975 (50年以上)	1976～1985 (40～49年)	1986～1995 (30～39年)	1996～2005 (20～29年)	2006～2015 (10～19年)	2016～2025 (10年未満)
道路施設	橋梁	3,132 橋	1,556	737	402	288	95	54
	トンネル	86 本	23	13	16	21	9	4
	横断歩道橋	74 橋	44	17	5	5	3	0
	門型標識等	21 基	0	0	5	6	10	0
	シェッド	10 基	0	0	7	3	0	0
	大型カルバート	42 基	17	1	3	1	10	10
河川管理施設	大規模河川管理施設	14 施設	3	6	4	1	0	0
	小規模河川管理施設	300 施設	55	104	42	68	25	6
	ダム	13 基	3	2	2	4	2	0
砂防施設	砂防設備	1,638 基	997	175	225	130	70	41
	急傾斜地崩壊防止施設	589 箇所	6	165	223	137	46	12
	地すべり防止施設	74 箇所	8	19	14	19	9	5
海岸保全施設	建設海岸	34 km	12	10	2	5	5	0
	港湾海岸	65 km	53	5	2	1	4	0
港湾施設		709 施設	212	145	166	115	54	17
都市公園		4 公園	2	0	1	1	0	0
下水道	終末処理場	1 施設	0	0	1	0	0	0
	管路	20 km	0	2	17	1	0	0
県営住宅	県営住宅	545 棟	356	90	41	53	4	1
土地改良施設等	農業用防災ダム	11 基	5	2	4			
	頭首工	2 箇所	1	1				
	用排水機場	22 箇所	7	3	10	2		
	貯水池堤防	1 箇所						1
	地すべり防止施設	38 箇所	1	1	2	2	8	24
	農地海岸	47 km	39.1	0.1	5.2	2.3	0.4	
治山施設		9,595 箇所	3,497	2,091	1,955	1,175	494	383
漁港施設		13 漁港	12	1				
漁場施設	中間育成施設	3 箇所			3			
	消波施設	1 箇所				1		
漁港海岸		24 km	15.8	5.0	1.2	0.4	1.8	0.1
空港		2 空港	1		1			
情報通信施設	光ファイバ	513 km				455	54	4
発電施設	水力発電所	18 施設	4	6	3	4	1	
	太陽光発電所	1 施設					1	
工業用水道施設		3 施設	2	1				
交通安全施設	交通信号機等	3,480 基			1	107	1,564	1,808
	路上標識等	2,753 基	101	675	309	1,084	526	58

※建設年不明の施設を除くため、総量とは一致しない。

Ⅲ これまでの取組

1 公共建築物

(1) 個別施設計画の策定

各施設の維持管理や修繕、更新等の内容や実施時期等を示した個別施設計画を 237 計画策定し、これらの計画に基づき、施設の点検、長寿命化及び維持管理コストの低減に取り組んだ。

(2) 特定建築物(県所有公共建築物)の耐震化

県では、令和 3(2021)年 3 月に改訂した「岡山県耐震改修促進計画」に基づいて建築物の耐震化(注2)を進めており、公共建築物のうち同計画に定める特定建築物(注3)については、386 棟のうち未耐震は 3 棟となり、耐震化率 99.2%となった。

未耐震の 3 棟についても計画的に耐震化を進めているところであり、概ね対応が完了した。

特定建築物(県所有公共建築物)の耐震化状況

施設類型	H28(2016). 3. 31時点 (マネジメント方針策定時)		R7(2025). 4. 1時点	
	棟数 A	未耐震棟数 B	未耐震棟数 C	耐震化率 (A-C)/A
庁舎	61	13	3	95.1%
一般庁舎	31	11	1	96.8%
警察庁舎	30	2	2	93.3%
県民利用施設	22	3	0	100.0%
学校	261	0	0	100.0%
公舎・寮	42	3	0	100.0%
計	386	19	3	99.2%

(注2) 耐震化とは、昭和 56(1981)年 6 月 1 日に導入された現行の耐震基準と同程度の性能を満たすことをいう。

(注3) 岡山県耐震改修促進計画では、建築物の耐震改修の促進に関する法律第 14 条に定める特定既存耐震不適格建築物と用途・規模要件が同じ全ての建築物を「特定建築物」としており、例えば、庁舎などの事務所の場合は、階数 3 以上かつ延床面積 1,000 m²以上のものが該当する。

(3) 行政需要に応じた施設の見直し

公共建築物において、施設所管部局間で余裕施設の調整による再配置を行ったほか、需要が低減した職員宿舎の用途廃止などを行った。

施設類型	H29(2017)～R3(2021)※ (個別施設計画策定時)		R7(2025).4.1時点		
	棟数	延床面積 (㎡)	棟数	延床面積 (対計画策定時) (㎡)	
庁舎	1,674	458,956	1,636	445,791	(97.1%)
一般庁舎	614	284,485	576	271,324	(95.4%)
警察庁舎	1,060	174,471	1,060	174,467	(100.0%)
県民利用施設	201	200,004	198	199,670	(99.8%)
学 校	3,439	1,030,140	3,417	1,030,238	(100.0%)
公舎・寮	611	160,676	518	138,735	(86.3%)
計	5,925	1,849,776	5,769	1,814,434	(98.1%)

※各施設の個別施設計画の策定時点は異なる。

2 インフラ施設

(1) 個別施設計画(長寿命化計画)の策定

各施設の維持管理や修繕、更新等の内容や実施時期等を示した個別施設計画を162計画策定し、これらの計画に基づき、施設の点検、長寿命化及び維持管理コストの低減に取り組んだ。

(2) 長寿命化対策等の実施

各施設の個別施設計画に基づき、定期的な点検を適切に実施するとともに、点検や診断結果と施設の特性に応じた最も効果的な対策を実施することで、施設の長寿命化等を図った。

主な施設の長寿命化対策状況

令和7(2025)年4月1日時点

施設類型	策定年度	対策期間	対策完了率
橋梁	2024改定	5年間(2024～2028)	32%
トンネル	2021改定	5年間(2022～2026)	100%
大規模河川管理施設(防潮水門)	2023改定	60年間(2024～2083)	71%
大規模河川管理施設(排水機場)	2023改定	60年間(2024～2083)	29%
小規模河川管理施設(小規模水門等)	2015	60年間(2015～2074)	84%
ダム	2017	50年間(ダムごとに設定)	33%
砂防施設 (砂防設備、急傾斜地崩壊防止施設、地滑り防止施設)	2017	10年間(2018～2027)	31%
港湾施設 (防波堤、係留施設、橋梁、護岸、堤防等)	2016	50年間(2017～2066)	43%
農業用防災ダム	2013	46年間(2013～2058)	47%
治山施設	2022改定	5年間(2022～2026)	50%

IV 今後の修繕・更新費用等の試算

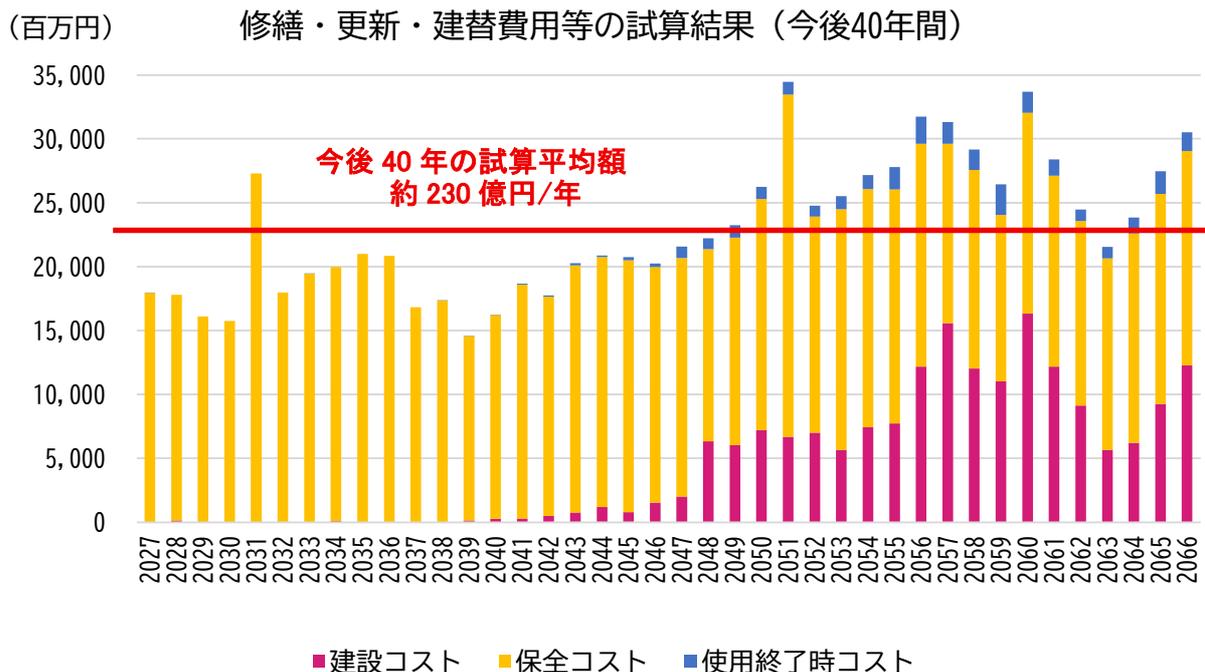
1 公共建築物

公共建築物の修繕・更新・建替等に係る直近4年間の年平均事業費は約92億円であるが、今後40年間に要する費用を一定の条件のもとで試算すると、合計約9,191億円、年平均で約230億円となる。

この試算は前岡山県公共施設マネジメント方針の基本方針である建物の長寿命化を図ることを前提としているが、それでもなお昨今の物価高騰もあり、将来の施設管理トータルコストの一層の増加が想定されることとなった。現在保有する施設やその規模が行政需要に応じた適切なものかを検証し、人口減少社会の中でも持続可能な施設配置の実現を図る必要がある。

【試算の前提条件】

- ・「建築物のライフサイクルコスト」（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修、財団法人建築保全センター編集・発行）の考え方にに基づき、試算対象の建物をモデル建物に分類したうえで、延床面積から修繕・更新費用等を試算する。
 - ・「建築物のライフサイクルコスト」が推奨する予防保全を行うものとする。
 - ・建物は長寿命化を図り85年使用するものとする。
 - ・更新にあたっては同じ種類及び規模の施設を整備すると仮定する。
 - ・主に延床面積200㎡以上の建物を試算対象とする。
- ただし、交番・駐在所、公舎・寮は200㎡未満でも試算対象とする。



2 インフラ施設

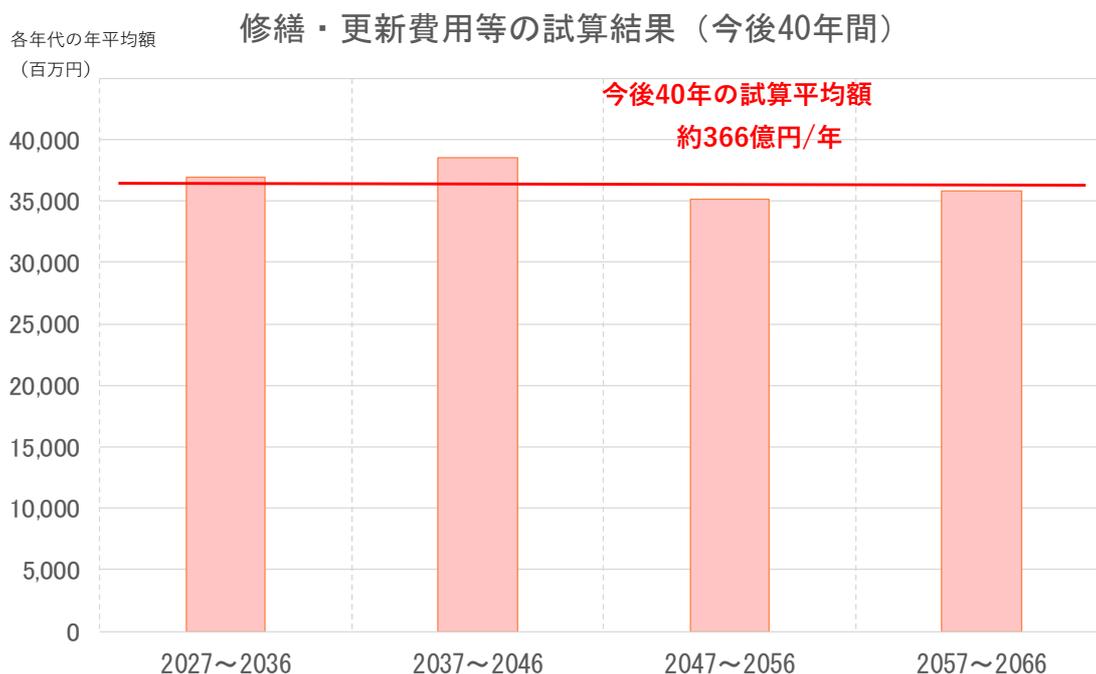
インフラ施設の修繕・更新等に係る直近4年間の年平均事業費は約196億円であるが、今後40年間に要する費用を一定の条件のもとで試算すると、合計約1兆4,642億円、年平均で約366億円となる。

主要なインフラ施設の多くは高度経済成長期以降に建設されており、今後老朽化した施設が急増することにより、修繕費用や更新費用が増大することとなる。

このようなことから、施設の維持・更新に支障をきたすことのないよう、これまで以上に効率的かつ効果的な維持管理が必要である。

【試算の前提条件】

- ・個別施設計画（長寿命化計画）等に基づき、インフラ施設類型毎に所管課で試算した費用を集計する。



V 総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針

1 公共建築物

(1) 基本的方針

公共建築物をめぐる本県の現状及び前述の試算結果に鑑み、今後の施設管理について、まずは現在保有する施設やその規模が行政需要に応じた適切なものであるかどうか、中長期的な視点も持ちながら、これまで以上に十分検証し、その上で施設管理のトータルコスト削減を図り、必要な施設機能を維持・確保していくことが必要であり、今後、以下の①～④を取組の柱とする。

① 行政需要に応じた施設配置の適正化

県ではこれまでも、公の施設の再編整備など、行政需要の変化に対応した見直しを行ってきたところであり、このような取組を引き続き不断に行うとともに、建替に当たっては、適切な規模や手法について、将来を見据えて十分検討する必要がある。

今後に向けては、人口減少などの社会情勢の変化により、行政需要の減少が見込まれるものについては、状況に応じて、他施設との統廃合や、建替規模の縮小、国や市町村と連携した施設の共用など、施設・建物の適正配置を検討し、必要な施設機能の維持・確保を図る。

【検討の目安】

建築後 75 年を経過している建物については、建替の必要性を検討する。

必要と判断する場合であっても適切な規模を勘案した上で、①他施設との統合、②民間ビルの借り上げ等、を検討する。いずれにも適さない場合は、③建替時の延床面積縮小・建物簡素化、を検討することとし、行政需要に応じた真に必要な施設機能の確保を図る。

② 既存施設の十分な活用、長寿命化

大量更新時期を迎えるに当たり、建物の建替をできるだけ抑制するためにも、既存の建物をできる限り長期間使用できるよう、長寿命化を図ることが重要である。

特に、建築費用の中で最も大きな比率を占めるのは躯体（注4）であることから、躯体が健全であれば、部位・部材（注5）の更新などにより、できる限り既存の建物を活用することは、長期的なコスト削減効果が大きい。

このため、建物の老朽化対策の実施や、建替を検討する際には、まず、躯体の

（注4） 柱や梁（はり）など建物の骨組みとなる部分

（注5） 屋根、外壁などの建築部位及び電気設備（受変電設備、非常用発電機、火災報知設備など）、機械設備（空調設備、給排水設備、エレベーターなど）

状態を確認し、躯体が健全である場合はもとより、劣化している場合であっても費用対効果に鑑み有効な場合には補強を行った上で、適切な維持管理を実施することにより、既存施設を可能な限り長期的に活用することを目指す。こうした取組により、65年程度といわれる非木造の建物の使用年数について、20年以上延長することを目指す。

また、環境への配慮や防災機能の強化及び少子高齢化等の社会環境の変化に対応した施設性能の確保に加えて、高齢者、障害のある方、外国人などすべての人が利用しやすい施設となることを目標に、ユニバーサルデザインの考え方に基づいた取組を推進するとともに、「岡山県エコ・オフィス・プラン（地球温暖化対策実行計画（事務事業編））」の内容を踏まえ、再生可能エネルギーの導入や省エネルギー対策の徹底により、脱炭素化の取組を推進する。

③ 予防保全

建物内の主要な部位・部材の更新は多大な費用を要し、また施設運営の面でも、工事期間中、施設の機能を停止せざるを得ない場合も生じる。

他方、日々のメンテナンスや、劣化が軽微な段階での早期発見・早期修繕を適切に実施することにより、設備寿命を延ばし、トータルコストの縮減が可能となり、安定した性能の維持や、大規模工事に伴う業務停止を避けることにも繋がる。

このような予防保全の取組を行うためには、定期的に各部位・部材の状態を点検し、劣化等の状況を早期に把握することが重要である。このため県では、平成26(2014)年度に「岡山県県有施設保全マニュアル」(注6)を作成し、また、令和5年(2023)年度からドローンを活用した劣化状況調査を実施しており、今後とも、これらを活用し、予防保全に取り組んでいく。

④ その他

上記の取組以外にも、施設整備・維持管理のあらゆる局面で、トータルコストの縮減や効率的な施設運営を一層推進する必要があることから、省エネルギー型設備への移行やPPP/PFI手法(注7)の活用なども検討する。

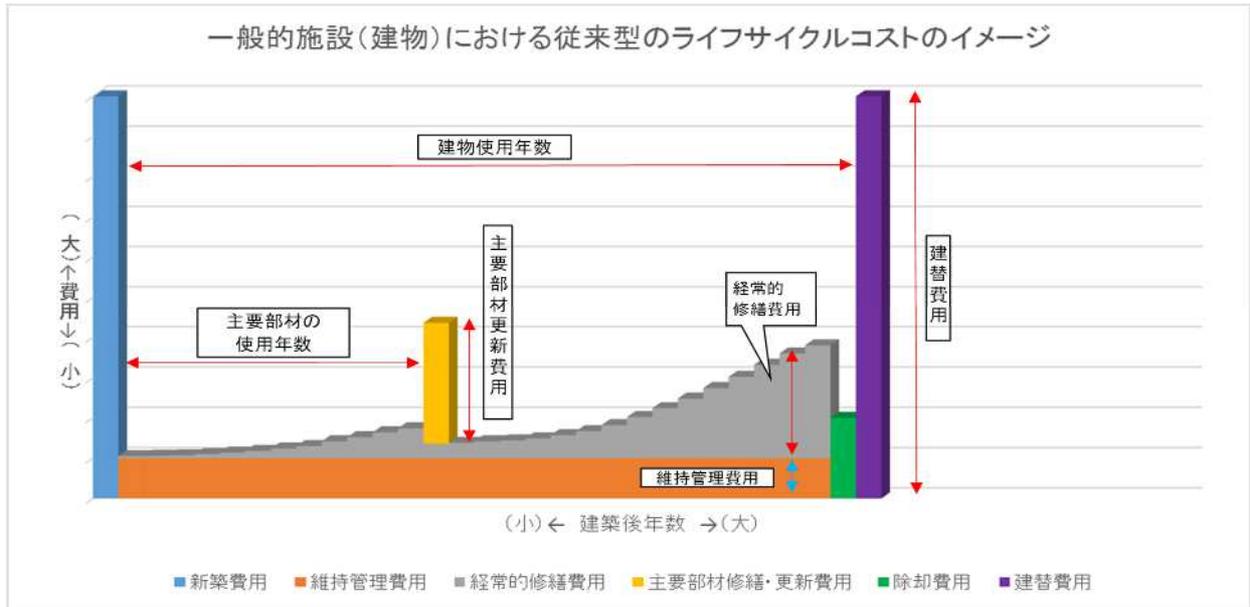
また、用途廃止施設については除却や売却などにより速やかに処分することで、維持管理に負担を生ずることのないよう努める。

(注6) 各施設管理者の日常の維持管理・保全業務の手引きとして平成26(2014)年度に県で作成した点検マニュアル

(注7) PPP…Public Private Partnershipの略。公共サービスの提供に民間が参画する手法を幅広く捉えた概念で、民間資本や民間のノウハウを利用し、効率化や公共サービスの向上を目指すもの。

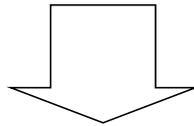
PFI…Public Finance Initiativeの略。公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用することで、効率化やサービス向上を図る公共事業の手法をいう。

一般的施設(建物)における従来型のライフサイクルコストのイメージ

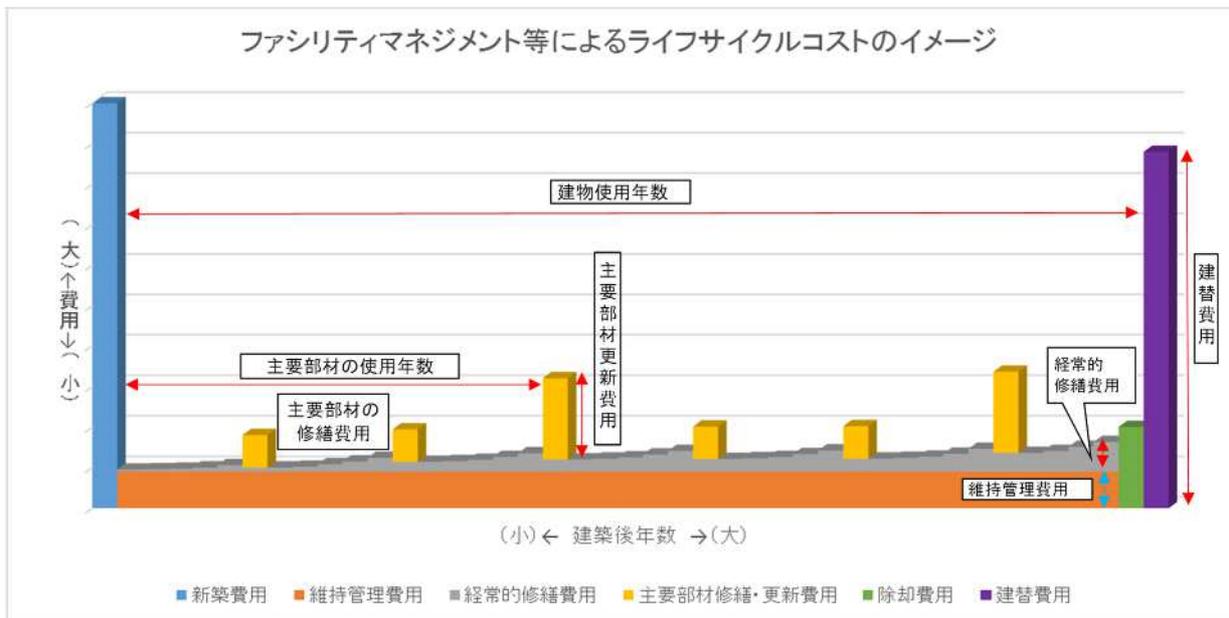


【建物の新築から解体・建替までに要する費用(ライフサイクルコスト)の内容】

- ・ 新築費用
- ・ 維持管理費用…光熱水費や清掃委託料など。建物の使用期間を通じてほぼコンスタントに要する。
- ・ 経常的修繕費用…部分的な故障や劣化に対応する小修繕。建物の経年劣化に応じて徐々に増加する。
- ・ 主要部材の修繕・更新費用…屋根・外壁・電気設備・機械設備などを、経年劣化に応じて修繕・更新する。
- ・ 除却費用…老朽化が著しく進んだ場合、使用を中止し、解体・撤去する。
- ・ 建替費用



ファシリティマネジメント等によるライフサイクルコストのイメージ



【ライフサイクルコスト縮減の方策】

- ・ 早期修繕(予防保全)による主要部材使用年数の延伸、修繕費用の縮減
- ・ 建物の長期使用
- ・ 光熱水費など施設維持管理費用の縮減
- ・ 利用状況等に応じた施設規模の適正化

(2) 管理に関する基本的な考え方

先に述べた基本の方針を実行するための管理に関する基本的な考え方は、次のとおりとする。

<p>(1) 点検・診断等の実施方針</p>	<ul style="list-style-type: none">・「岡山県県有施設保全マニュアル」を活用することなどにより、定期的に部位・部材の劣化状況を点検し、劣化の兆候や故障を早期段階で把握する。・点検結果については、「公有財産管理システム」(注8)に蓄積し、今後の計画的修繕・更新等に活用する。・老朽化による建替を検討する際には、躯体の劣化状況（コンクリートの中酸化状況等）を調査し、さらなる長寿命化（長期使用）が可能かどうかを確認する。
<p>(2) 維持管理・修繕・更新等の実施方針</p>	<ul style="list-style-type: none">・「公有財産管理システム」を活用することなどにより、部位・部材の概ねの更新時期をあらかじめ把握・想定する。・点検等により劣化の兆候があらわれた場合には早期段階で修繕を行い、大規模修繕等を未然に防ぐ予防保全を講じる。
<p>(3) 安全確保の実施方針</p>	<ul style="list-style-type: none">・危険性が認められた施設・設備については、利用者の安全確保を最優先し、危険の解消を図る。
<p>(4) 耐震化の実施方針</p>	<ul style="list-style-type: none">・耐震診断基準に基づく耐震診断、耐震改修は概ね完了しているが、新たな考え方が取り入れられれば、適切に対応する。
<p>(5) 長寿命化の実施方針</p>	<ul style="list-style-type: none">・躯体の状態が健全である限り、建替よりも既存建物の長期活用を図る。・躯体の補強（コンクリートの中酸化防止対策等）が可能で、費用対効果の面でも有効な場合には、実施を検討する。・定期的な点検結果を踏まえて早期に修繕を行うことにより、施設の長寿命化を図る。

(注8) 県有施設の情報を一元化し、各施設における計画的な修繕等の実施を支援するため令和6(2024)年度に構築したデータベースシステム

<p>(6) 統合や廃止の推進方針</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中長期的な行政需要を踏まえ、統廃合など一層の施設配置最適化の取組を推進する。 ・ 施設が建替を必要とするほど老朽化した場合や耐震化工事が必要な場合など、施設の修繕・更新に多額の費用が必要となる場合には、行政需要に応じた施設機能の確保を前提としつつ、トータルコストの縮減という観点から、規模の縮小、他施設との統合・廃止、借上などの手法も検討する。
<p>(7) 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「岡山県県有施設保全マニュアル」や「公有財産管理システム」を活用することなどにより、各施設において計画的に修繕等を実施する。 ・ 定期的に、職員を対象とし、施設メンテナンスに関する研修を実施する。 ・ 「公有財産管理システム」を活用することなどにより、横断的視点で修繕等の優先度を判定し、優先度に応じた工事実施を図る。 ・ 全庁的な部局横断会議（「公共施設マネジメント推進会議」）を通じて、実施状況等の検証を行う。

2 インフラ施設

(1) 基本的方針

各種インフラ施設は、利用状況や設置された自然環境等に応じ、劣化の進行は異なるものの、県民の安全性や利便性の向上に資するため、広く県民の用に供されるものであることから、それぞれのインフラ施設をいかに整備・点検し、機能を確保するかが重要となる。

このため、計画的・効果的なメンテナンスを行うことにより、施設の機能水準を高いレベルに保つとともに、長期的な修繕・更新コストを縮減することを目標とし、以下のものを取組の柱とする。

① 計画的な点検

各種インフラ施設は、使用条件等により、劣化や損耗の度合いが大きく異なるが、施設の状態を的確に把握することは、具体的な取組の第一歩として重要である。このため、劣化やその兆候を早期に把握するための効果的・効率的な点検を実施する。

② 施設ごとの特性に応じた長寿命化対策

各種インフラ施設は、施設類型ごとに、耐用年数、老朽化の状況、利用状況、自然環境等による劣化の状況、将来的な行政ニーズの見込み等が異なるため、必要な機能を確保しつつ、長期的維持管理コストを縮減するという観点から、それらの特性に応じた最も効果的な長寿命化対策を実施する。

また、AI やドローン等のデジタルなど新技術の活用等インフラ分野の DX の推進により、より一層の効果的かつ適切な維持管理に取り組む。

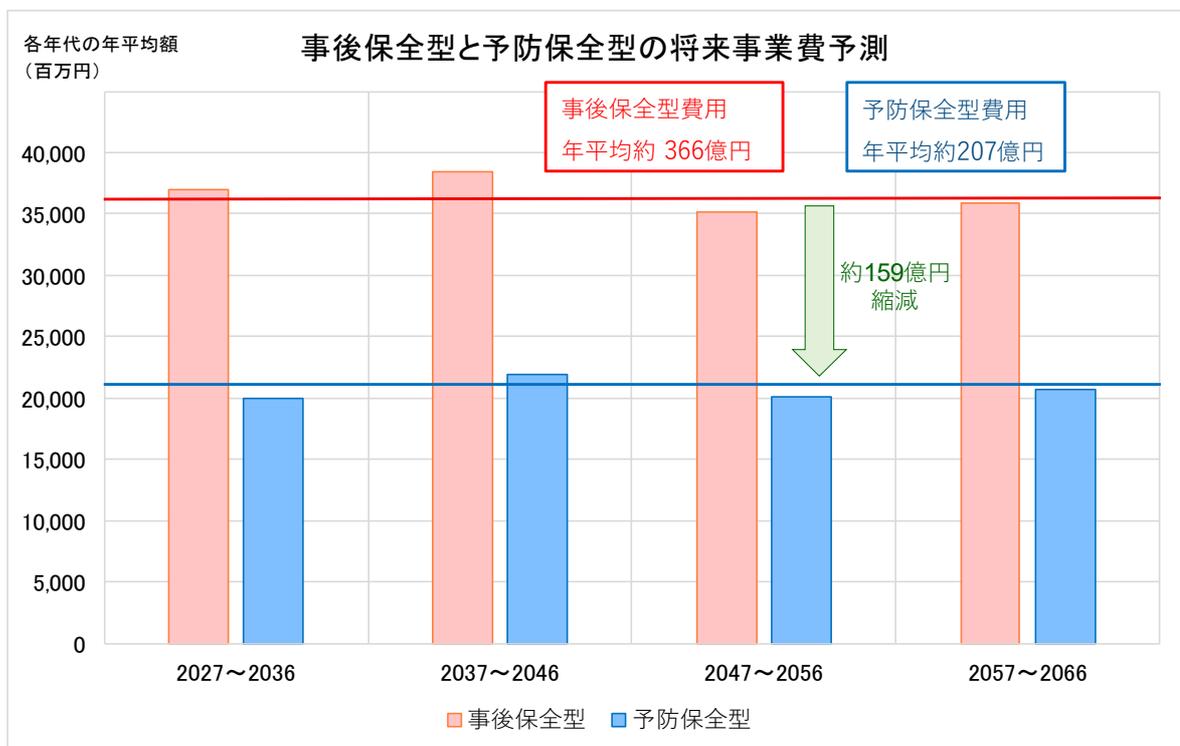
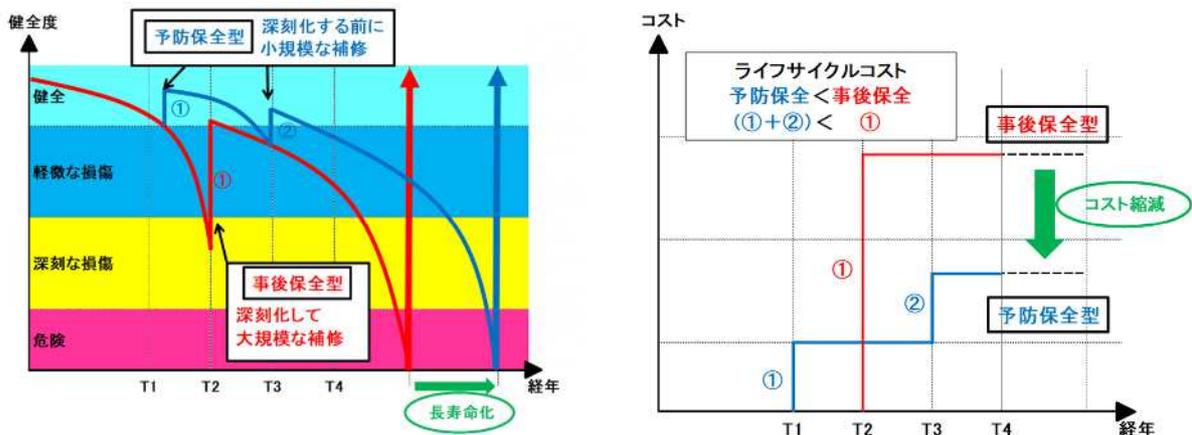
③ 予防保全

施設の劣化や損耗が軽微な段階では、必要とされる機能に必ずしも支障をきたすわけではないため、ともすれば、対応を後回しにし、機能に支障が出るほど症状が悪化してから修繕を行う「事後保全」の対応になりがちであったが、この場合、長期的にはかえって修繕費用が増加するという結果を招きかねない。

これに対し、軽微な段階や、劣化の兆候をとらえて早期に修繕等を行う「予防保全」の取組ができれば、機能を高い水準に維持しつつ、修繕・更新に係る長期的コストを縮減することが可能である。

こうした「事後保全」型維持管理から「予防保全」型維持管理への転換について、国の国土強靱化関係予算の活用や新技術等の導入により、加速化を図っていく。

予防保全型維持管理のイメージ



④ その他

県のみならず市町村等が管理する地域全体のインフラ施設を適切かつ効率的に維持管理することが、安全・安心な県土づくりを進める上で極めて重要である。このため、上記の取組に加えて、県及び市町村等の維持管理業務について、広域連携や他分野連携を導入し、より効率的な維持管理に取り組む。

(2) 管理に関する基本的な考え方

先に述べた基本の方針を実行するための管理に関する基本的な考え方は、次のとおりとする。

<p>(1) 点検・診断等の実施方針</p>	<ul style="list-style-type: none">・関係法令や長寿命化計画等に基づく定期的な点検や施設の特性や重要度に応じた計画的な点検により、劣化の兆候や損傷を早期段階で把握する。・実用可能と評価された新技術については、経費削減や点検・診断の効率化を図るため積極的な活用を検討する。
<p>(2) 維持管理・修繕・更新等の実施方針</p>	<ul style="list-style-type: none">・施設の特性に応じて、事後保全型から予防保全型の維持管理への転換を早期に図る。・点検等により劣化の兆候が確認された場合には早期段階で対策を行い、大規模修繕や全面更新をできるだけ回避する。
<p>(3) 安全確保の実施方針</p>	<ul style="list-style-type: none">・危険性が認められた施設については、利用者の安全確保を最優先し、危険の解消を図る。また、同種、類似の施設についても、早急に点検を実施し、事故の未然防止に努める。
<p>(4) 耐震化の実施方針</p>	<ul style="list-style-type: none">・施設の利用状況や災害時に果たす役割を勘案し、重要度や緊急性などが高い施設について、順次耐震化を図る。
<p>(5) 長寿命化の実施方針</p>	<ul style="list-style-type: none">・点検、診断結果を踏まえ策定した長寿命化計画に基づき、施設の特性に応じた最も効果的な長寿命化対策を実施する。・点検や補修の実施状況、財政状況や社会情勢の変化等を反映し、適宜、長寿命化計画を見直す。

<p>(6) 統合や廃止の推進方針</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・施設を取り巻く環境の変化や施設の利用状況などを勘案し、施設の集約化などを検討する。
<p>(7) 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・点検、診断等の知識や技術を習得した人材の確保・育成を図るため職員を対象に技術研修を実施する。 ・各施設管理者における情報について、関係機関との連携等により、効率的・効果的な管理体制を構築する。 ・全庁的な部局横断会議（「公共施設マネジメント推進会議」）を通じて、実施状況等の検証を行う。

VI 推進体制

1 全庁的な取組体制

各施設の管理は、一義的には施設類型ごとに各担当部局が行うものであり、本方針の趣旨について全庁的に共通認識を持ち、総合的かつ計画的に管理することができるよう、部局横断的な体制整備が必要である。

このため、「公共施設マネジメント推進会議」において、本方針の推進に関する情報の共有、進捗状況の管理、必要な改善手法の検討等を引き続き行う。

2 個別施設計画の策定

本方針に基づき、原則として公共建築物については個々の施設ごと、インフラ施設については施設類型ごとに修繕・更新、耐震化などの実施計画（個別施設計画）を、令和8(2026)年度までに策定する。

また、既に長寿命化計画等を策定済みで、本方針と策定趣旨が共通するものについては、個別施設計画と位置付けることとし、適宜必要な見直しを行う。

なお、県が出資する地方独立行政法人が策定した施設の修繕・更新等に関する計画が、本方針と策定趣旨が共通する場合には、本方針に基づいて策定された個別施設計画と見なすこととする。

3 フォローアップの方針

上記の「公共施設マネジメント推進会議」により、毎年度、個別施設計画の策定・実施状況等の検証を行うとともに、概ね5年を目途に計画的な管理に関する基本的な方針に対する取組状況について評価を行い、必要に応じて本方針を見直すなど、PDCAサイクルの手法を活用した継続的な取組を行う。

VII 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

目 次

1	庁舎	27
2	県民利用施設	28
3	学校	29
4	公舎・寮	30
5	道路施設	31
6	河川管理施設	32
7	砂防施設	33
8	海岸保全施設	34
9	港湾施設	35
10	都市公園	36
11	下水道	37
12	県営住宅	38
13	土地改良施設等	39
14	治山施設	40
15	漁港施設	41
16	漁場施設	42
17	漁港海岸	43
18	空港	44
19	情報通信施設（情報ハイウェイ）	45
20	発電施設	46
21	工業用水道施設	47
22	交通安全施設	48

施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

施設類型	庁舎
現状と課題	<p>県庁舎本館及び議会棟旧館は昭和31(1956)年度建築で、昭和40年代には県民局、地域事務所が整備されている。</p> <p>特に昭和45(1970)年度から昭和47(1972)年度にかけて建築のピークがあり、これらの施設は建築後50年以上となるため、近い将来に建替時期が集中することが懸念される。</p>
方向性	<p>施設需要を十分検討した上で、既存建物の長寿命化（長期使用）に努めるとともに、老朽化が著しい建物については、躯体の健全性を把握し、より長期の使用が可能かどうかを検証する。</p>
取組方針等	<p>○点検・診断等の実施方針</p> <p>「岡山県県有施設保全マニュアル」を活用することなどにより、定期的に部位・部材の劣化状況を点検し、劣化の兆候や故障を早期段階で把握する。</p> <p>点検結果については、「公有財産管理システム」に蓄積し、今後の計画的修繕・更新等に活用する。</p> <p>老朽化による建替を検討する際には、躯体の劣化状況（コンクリートの中性化状況等）を調査し、さらなる長寿命化（長期使用）が可能かどうかを確認する。</p>
	<p>○維持管理・修繕・更新等の実施方針</p> <p>「公有財産管理システム」を活用することなどにより、建替時期や部位・部材の更新時期をあらかじめ把握・想定するとともに、点検等により劣化の兆候があらわれた場合には早期段階で修繕を行い、大規模修繕等を未然に防ぐ。</p>
	<p>○安全確保の実施方針</p> <p>危険性が認められた施設・設備については、職員、来庁者等の安全確保を最優先し、危険の解消を図るとともに、庁舎機能の低下により県政に支障をきたすことのないよう、十分留意する。</p>
	<p>○耐震化の実施方針</p> <p>耐震診断基準に基づく耐震診断、耐震改修は概ね完了しているが、新たな考え方が取り入れられれば、適切に対応する。</p>
	<p>○長寿命化の実施方針</p> <p>躯体の状態が健全である限り、既存建物の長期活用を図ることとし、主要な部位・部材（屋根、外壁、受変電設備、空調設備等）について、定期的な点検結果を踏まえて早期に修繕を行うほか、費用対効果にも鑑み必要に応じ躯体の補強を行い、建物全体の長寿命化を図る。</p>
	<p>○統合や廃止の推進方針</p> <p>行政需要に応じた施設の確保を前提としつつ、行政需要の変化への対応や、建物に係るトータルコストの縮減という観点から、規模の縮小、他施設との統合などの手法も検討する。</p>
	<p>○総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針</p> <p>「岡山県県有施設保全マニュアル」や「公有財産管理システム」を活用することなどにより、各施設において修繕等を計画的に実施することとし、このための、職員を対象とした施設メンテナンスに関する研修を実施する。</p> <p>また、「公有財産管理システム」を活用し、横断的視点で修繕等の優先度を判定し、優先度に応じた工事実施を図るとともに「公共施設マネジメント推進会議」を通じて実施状況の検証等を行う。</p>

施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

施設類型	県民利用施設
現状と課題	<p>建築後30年以上の施設が全体の約65%を占め、大規模修繕や部位・部材の更新費用などが増加する時期にさしかかる施設が多い。</p> <p>これまでに「公の施設の見直し」等により施設の必要性を検証し、統廃合、市町村移管などを実施しており、施設総量はピーク時から27%減少している。</p>
方向性	<p>設備等の劣化の兆候を早期に把握し、劣化が軽微な段階で早期に修繕すること（予防保全）により、施設利用者に常に良好な利用環境を提供するとともに、将来の負担を軽減させる。</p>
取組方針等	<p>○点検・診断等の実施方針</p> <p>「岡山県県有施設保全マニュアル」を活用することなどにより、定期的に部位・部材の劣化状況を点検し、劣化の兆候や故障を早期段階で把握する。</p> <p>点検結果については、「公有財産管理システム」に蓄積し、今後の計画的修繕・更新等に活用する。</p> <p>老朽化による建替を検討する際には、躯体の劣化状況（コンクリートの中酸化状況等）を調査し、さらなる長寿命化（長期使用）が可能かどうかを確認する。</p>
	<p>○維持管理・修繕・更新等の実施方針</p> <p>「公有財産管理システム」を活用することなどにより、建替時期や部位・部材の更新時期をあらかじめ把握・想定するとともに、点検等により劣化の兆候があらわれた場合には早期段階で修繕を行い、大規模修繕等を未然に防ぐ。</p>
	<p>○安全確保の実施方針</p> <p>危険性が認められた施設・設備については、利用者の安全確保を最優先し、危険の解消を図る。</p>
	<p>○耐震化の実施方針</p> <p>耐震診断基準に基づく耐震診断、耐震改修は概ね完了しているが、新たな考え方が取り入れられれば、適切に対応する。</p>
	<p>○長寿命化の実施方針</p> <p>躯体の状態が健全である限り、既存建物の長期活用を図ることとし、主要な部位・部材（屋根、外壁、受変電設備、空調設備等）について、定期的な点検結果を踏まえて早期に修繕を行うほか、費用対効果にも鑑み必要に応じ躯体の補強を行い、建物全体の長寿命化を図る。</p>
	<p>○統合や廃止の推進方針</p> <p>これまで、公の施設の見直しなど、行政需要の変化に対応した施設の見直しを行ってきたが、現在保有する施設やその規模が行政需要に応じた適切なものであるかどうかについて、不断の検証を行う。</p>
	<p>○総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針</p> <p>「岡山県県有施設保全マニュアル」や「公有財産管理システム」を活用することなどにより、各施設において修繕等を計画的に実施することとし、このための、職員を対象とした施設メンテナンスに関する研修を実施する。</p> <p>また、「公有財産管理システム」を活用し、横断的視点で修繕等の優先度を判定し、優先度に応じた工事実施を図るとともに「公共施設マネジメント推進会議」を通じて実施状況の検証等を行う。</p>

施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

施設類型	学校
現状と課題	<p>公共建築物の総延床面積の約57%を占め、建築後30年以上の建物が多い。 主なものは県立高等学校及び特別支援学校であり、この中でも大部分を占める高等学校では、今後、生徒数の減少が見込まれる。</p>
方向性	<p>既存施設の長寿命化（長期使用）を図るため、平成28(2016)年度から、高等学校や特別支援学校を対象とした長寿命化改修工事を計画的に実施する。 公共建築物4区分の中でも最も早い時期に大量更新時期を迎えるため、建替の時期には、建替規模について、行政需要等を踏まえて適切に対応する。</p>
取組方針等	<p>○点検・診断等の実施方針</p> <p>「岡山県県有施設保全マニュアル」を活用することなどにより、定期的に部位・部材の劣化状況を点検し、劣化の兆候や故障を早期段階で把握する。 点検結果については、「公有財産管理システム」に蓄積し、今後の計画的修繕・更新等に活用する。 老朽化による建替を検討する際には、躯体の劣化状況（コンクリートの中酸化状況等）を調査し、さらなる長寿命化（長期使用）が可能かどうかを確認する。</p>
	<p>○維持管理・修繕・更新等の実施方針</p> <p>「公有財産管理システム」を活用することなどにより、建替時期や部位・部材の更新時期をあらかじめ把握・想定するとともに、点検等により劣化の兆候があらわれた場合には早期段階で修繕を行い、大規模修繕等を未然に防ぐ。</p>
	<p>○安全確保の実施方針</p> <p>危険性が認められた施設・設備については、児童生徒の安全確保を最優先し、危険の解消を図る。</p>
	<p>○耐震化の実施方針</p> <p>耐震診断基準に基づく耐震診断、耐震改修は概ね完了しているが、新たな考え方が取り入れられれば、適切に対応する。</p>
	<p>○長寿命化の実施方針</p> <p>躯体の状態が健全である限り、既存建物の長期活用を図ることとし、主要な部位・部材（屋根、外壁、受変電設備、空調設備等）について、定期的な点検結果を踏まえて早期に修繕を行うほか、費用対効果にも鑑み必要に応じ躯体の補強を行い、建物全体の長寿命化を図る。</p>
	<p>○統合や廃止の推進方針</p> <p>これまでも、高等学校の再編整備などの見直しを行っているが、今後の児童生徒数の推移や、教育行政に関する今後の方針等を踏まえ、必要に応じ施設総量の見直しについても検討する。</p>
	<p>○総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針</p> <p>「岡山県県有施設保全マニュアル」や「公有財産管理システム」を活用することなどにより、各施設において修繕等を計画的に実施することとし、このための、職員を対象とした施設メンテナンスに関する研修を実施する。 また、「公有財産管理システム」を活用し、横断的視点で修繕等の優先度を判定し、優先度に応じた工事実施を図るとともに「公共施設マネジメント推進会議」を通じて実施状況の検証等を行う。</p>

施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

施設類型	公舎・寮
現状と課題	<p>建築後30年を超える建物が多く、老朽化施設も徐々に増加している。</p> <p>入居者数は低下傾向にあり、需要の動向、通勤環境の変化、民間施設の供給状況などを踏まえ、必要に応じて建物を用途廃止し、入札による処分なども行っている。</p>
方向性	<p>既存施設の長寿命化（長期使用）に努め、建替を検討するほどの古い施設（概ね建築後30年以上で老朽化のため建替を視野に入れた施設）については、躯体の健全性を把握し、より長期の使用が可能かどうかを検証する。</p> <p>建替を検討せざるを得ないほど老朽化が進行した場合には、需要の動向、通勤環境の変化、民間施設の供給状況なども踏まえ、建替の必要性や建替規模を検討する。</p>
取組方針等	<p>○点検・診断等の実施方針</p> <p>「岡山県県有施設保全マニュアル」を活用することなどにより、定期的に部位・部材の劣化状況を点検し、劣化の兆候や故障を早期段階で把握する。</p> <p>点検結果については、「公有財産管理システム」に蓄積し、今後の計画的修繕・更新等に活用する。</p> <p>老朽化による建替を検討する際には、躯体の劣化状況（コンクリートの中性化状況等）を調査し、さらなる長寿命化（長期使用）が可能かどうかを確認する。</p>
	<p>○維持管理・修繕・更新等の実施方針</p> <p>「公有財産管理システム」を活用することなどにより、建替時期や部位・部材の更新時期をあらかじめ把握・想定するとともに、点検等により劣化の兆候があらわれた場合には早期段階で修繕を行い、大規模修繕等を未然に防ぐ。</p>
	<p>○安全確保の実施方針</p> <p>危険性が認められた施設・設備については、入居者の安全確保を最優先し、危険の解消を図る。</p>
	<p>○耐震化の実施方針</p> <p>耐震診断基準に基づく耐震診断、耐震改修は完了しているが、新たな考え方が取り入れられれば、適切に対応する。</p>
	<p>○長寿命化の実施方針</p> <p>躯体の状態が健全である限り、既存建物の長期活用を図ることとし、主要な部位・部材（屋根、外壁、受変電設備、空調設備等）について、定期的な点検結果を踏まえて早期に修繕を行うほか、費用対効果にも鑑み必要に応じ躯体の補強を行い、建物全体の長寿命化を図る。</p>
	<p>○統合や廃止の推進方針</p> <p>建替を検討せざるを得ないほど老朽化が進行した場合には、需要の動向、通勤環境の変化、民間施設の供給状況なども踏まえ、建替の必要性や建替規模を検討する。</p>
	<p>○総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針</p> <p>「岡山県県有施設保全マニュアル」や「公有財産管理システム」を活用することなどにより、各施設において修繕等を計画的に実施することとし、このための、職員を対象とした施設メンテナンスに関する研修を実施する。</p> <p>また、「公有財産管理システム」を活用し、横断的視点で修繕等の優先度を判定し、優先度に応じた工事実施を図るとともに「公共施設マネジメント推進会議」を通じて実施状況の検証等を行う。</p>

施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

施設類型	道路施設
現状と課題	<p>県が管理する道路施設は、高度経済成長期以降に建設されたものが多く、今後、老朽化に伴う大規模な修繕や更新が集中し、多額の費用が必要となることが懸念される。</p> <p>このため、「予防保全型の維持管理」等を実施し、施設の長寿命化を行い、トータルコストの縮減と平準化を図るとともに、道路ネットワークの安全性・信頼性を確保していく必要がある。</p>
方向性	<p>道路施設ごとの長寿命化計画に基づき、計画的に点検を行い、劣化・損傷の早期発見・早期対策による予防保全を主体とした施設の長寿命化と計画的な大規模修繕や更新を行い、トータルコストの縮減と平準化を図るとともに、道路ネットワークの安全性・信頼性の確保を推進する。</p>
取組方針等	<p>○点検・診断等の実施方針</p>
	<p>橋梁及びトンネル等は、道路法施行規則に基づき、5年に1回、近接目視を基本とした点検を実施し、健全度を診断する。</p>
	<p>○維持管理・修繕・更新等の実施方針</p>
	<p>道路施設ごとの長寿命化計画に基づき、従来の事後保全型維持管理から予防保全型維持管理等への転換や効果的な更新など、道路施設の特性に応じた維持修繕・更新に努める。</p>
	<p>○安全確保の実施方針</p>
	<p>定期点検や日常の道路パトロール等により、道路施設の状況把握と異常の早期発見に努め、修繕・通行規制等の措置を実施し、道路利用者の安全確保に努める。</p>
	<p>○耐震化の実施方針</p>
	<p>緊急輸送道路の橋梁等の重要度が高いものから優先的に耐震化を実施する。</p>
	<p>○長寿命化の実施方針</p>
	<p>長寿命化計画を策定した橋梁、トンネルについて、計画に基づいた予防保全型維持管理等を実施する。また、点検結果等を踏まえ、適宜、計画の見直しを行う。</p>
<p>○統合や廃止の推進方針</p>	
<p>人口減少等の社会情勢を踏まえ、今後の需要や老朽化状況などを総合的に判断し、道路施設の集約化等を検討する。</p>	
<p>○総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針</p>	
<p>道路メンテナンス会議等を通じて、他の道路管理者と相互に連絡調整し、また協力して情報の共有や発信等を行い、道路施設の老朽化対策を強化する。</p> <p>また、「公共施設マネジメント推進会議」を通じて実施状況の検証等を行う。</p>	

施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

施設類型	河川管理施設
現状と課題	<p>県が管理する河川管理施設は、設置から50年以上経過する施設が増加し、施設のメンテナンスに必要となる費用が急増することが見込まれる。</p> <p>このため、今後は老朽化した施設の機能を、計画的、予防的に管理を行い、維持管理費の縮減と平準化を図り、施設の安全性を確保し、戦略的な維持管理を実施していく必要がある。</p>
方向性	<p>河川管理施設ごとに定められた点検等を行い、劣化・損傷の早期発見・早期対策による予防保全を主体とした対策を目指す。</p> <p>また、施設ごとに策定された長寿命化計画に基づき、計画的に修繕や大規模更新等を行い、トータルコストの縮減と平準化を図るとともに、安全性の確保を推進する。</p>
取組方針等	<p>○点検・診断等の実施方針</p> <p>排水機場、防潮水門等については、出水期前の年点検や月点検を実施することにより、設備の機能確認及び異常の早期発見に努める。</p> <p>ダムについては、ダム点検整備基準に基づき日常管理（巡視・点検、観測・調査）を実施するとともに、出水期前等の適切な時期に必要な点検を実施する。</p> <p>堤防等は、定期点検や巡視、洪水時の点検等により状態を把握する。</p>
	<p>○維持管理・修繕・更新等の実施方針</p> <p>ダム、排水機場等は、長寿命化計画を策定し、計画に基づいた適切かつ効率的な修繕・更新等を行う。</p> <p>堤防等は、定期点検や巡視、洪水時の点検等の結果から、重要性、緊急性を勘案して必要な修繕・更新等を行う。</p>
	<p>○安全確保の実施方針</p> <p>排水機場、防潮水門等については、日常管理や点検を行い設備の損傷状況を把握し、緊急性・重要性を踏まえ、修繕・更新を行い、設備の信頼性や安全性の確保を図る。</p> <p>ダムについては、巡視・日常点検により施設の状態を把握するとともに、地震時・出水時等には臨時点検を行うことで、ダム施設への影響を確認し、必要な措置を行うことで安全性の確保を図る。</p>
	<p>○耐震化の実施方針</p> <p>近い将来発生が懸念される南海トラフ地震に備え、人口・資産の集積が進むゼロメートル地帯等の高潮・津波被害を防護するため、まずは防潮水門等の耐震調査を進める。</p> <p>他の河川管理施設（ダム・排水機場等）は、重要性、緊急性を勘案して耐震調査の検討を行う。</p>
	<p>○長寿命化の実施方針</p> <p>中長期的な維持管理方針を定めた長寿命化計画及び、施設の点検結果に基づいた整備・更新等を計画的に行い、施設の信頼性を確保する。</p>
	<p>○統合や廃止の推進方針</p> <p>人口減少等の社会情勢や老朽化状況などを総合的に判断し、河川管理施設の統廃合を検討する。</p>
	<p>○総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針</p> <p>各県民局、ダムが実施する点検結果の情報共有を図るとともに、国、他県等との情報交換を行い、効果的、効率的に維持管理ができる体制構築を図る。</p> <p>また、「公共施設マネジメント推進会議」を通じて実施状況の検証等を行う。</p>

施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

施設類型	砂防施設
現状と課題	<p>県が管理する砂防施設は、高度経済成長期以降に建設されたものが多く、今後、施設の老朽化の進行による安全性の低下や更新費用の増大が懸念される。このため、計画的、効率的な点検・修繕・更新を行い、施設の安全性を確保し、適切な維持管理を実施していく必要がある。</p>
方向性	<p>砂防施設ごとの長寿命化計画に基づき、計画的に点検を行い、劣化・損傷の早期発見・早期対策による施設の長寿命化と計画的な大規模修繕や更新を行い、トータルコストの縮減と平準化を図るとともに、施設の機能を維持し、安全性を確保する。</p>
取組方針等	<p>○点検・診断等の実施方針</p>
	<p>点検計画に基づき、安全性・効率性を向上させるため近接点検とUAV等を用いた遠望点検を組み合わせ実施する。定期点検の実施間隔については、健全度評価に応じて設定する。</p>
	<p>○維持管理・修繕・更新等の実施方針</p>
	<p>長寿命化計画に基づき、予防保全型維持管理によるライフサイクルコストの縮減及び各年の修繕等に要する費用の平準化を図る。</p>
	<p>○安全確保の実施方針</p>
	<p>点検において砂防施設の損傷状況等を把握し、保全対象施設までの位置関係や重要度などから優先順位を付け、修繕・更新を実施する。</p>
	<p>○耐震化の実施方針</p>
	<p>施設の規模や重要度に応じて、順次耐震化を進める。</p>
	<p>○長寿命化の実施方針</p>
	<p>長寿命化計画に基づき、施設の点検・修繕・更新を計画的に実施する。また、点検結果等を踏まえ、適宜、計画の見直しを行う。</p>
<p>○統合や廃止の推進方針</p>	
<p>人家・公共施設などの保全対象が消滅した箇所は、施設の廃止を含め維持管理のあり方を検討する。</p>	
<p>○総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針</p>	
<p>砂防施設の点検・診断結果などの情報を、県庁と県民局等で共有するとともに、国や他県とも情報交換を行い、効果的な維持管理体制を構築する。 また、「公共施設マネジメント推進会議」を通じて実施状況の検証等を行う。</p>	

施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

施設類型	海岸保全施設
現状と課題	<p>県が管理する海岸保全施設については、高度経済成長期以降に建設されたものが多く、今後、老朽化の進行による安全性の低下や更新費用の増大が懸念される。このため、計画的、効率的な管理を行い、施設の安全性を確保し、適切な維持管理を実施していく必要がある。</p>
方向性	<p>海岸保全施設の長寿命化計画に基づき、計画的に点検を行い、劣化・損傷の早期発見・早期対策による予防保全を主体とした施設の長寿命化と計画的な大規模修繕や更新を行い、トータルコストの縮減と平準化を図るとともに、安全性の確保を推進する。</p>
取組方針等	<p>○点検・診断等の実施方針</p> <p>陸上・船上からの外観目視及びドローン等の新技術を活用した定期点検・診断を実施する。また、必要に応じて、潜水等による詳細な点検・診断を実施する。定期点検については、長寿命化計画で定めた点検間隔に基づき実施する。</p>
	<p>○維持管理・修繕・更新等の実施方針</p> <p>点検・診断の結果、変状の原因及び程度、要求性能及びライフサイクルコスト等を考慮し、適時適切に修繕を行う「予防保全型維持管理」を推進し、修繕・更新費用の縮減及び平準化を図る。</p>
	<p>○安全確保の実施方針</p> <p>巡視や点検等により大規模な変状の有無を把握し、適切な補修・補強工事を行うことにより安全確保を図る。</p>
	<p>○耐震化の実施方針</p> <p>高潮対策・老朽化対策と併せ、背後地の重要度・緊急度を勘案し、優先順位の高い箇所から地震・液状化対策を進める。</p>
	<p>○長寿命化の実施方針</p> <p>長寿命化計画に基づき、点検・診断を実施し、施設の重要度・劣化状況等を考慮して必要な対策を講ずる。また、点検結果等を踏まえ、適宜、計画の見直しを行う。</p>
	<p>○統合や廃止の推進方針</p> <p>施設の利用状況を勘案し、水門陸閘の常時閉鎖・統廃合を実施し、緊急時の確実な閉鎖及び操作者の安全確保を図る。</p>
	<p>○総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針</p> <p>海岸保全施設の点検・診断結果などの情報を、県庁と県民局等で共有するなど、予防保全・老朽化対策を強化する。また、一体的な点検・修繕・更新を実施するために、県内関係市、河川管理者、国、他県等と連携を図り、効率的に推進する。</p> <p>また、「公共施設マネジメント推進会議」を通じて実施状況の検証等を行う。</p>

施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

施設類型	港湾施設
現状と課題	<p>県が管理する港湾施設は、高度経済成長期以降に建設されたものが多く、今後、施設の老朽化の進行による安全性の低下や更新費用の増大が懸念される。このため計画的、効率的な管理を行い、施設の安全性を確保し、適切な維持管理を実施していく必要がある。</p>
方向性	<p>港湾施設の長寿命化計画に基づき、計画的に点検を行い、劣化・損傷の早期発見・早期対策による予防保全を主体とした施設の長寿命化と計画的な大規模修繕や更新を行い、トータルコストの縮減と平準化を図るとともに、安全性の確保を推進する。</p>
取組方針等	<p>○点検・診断等の実施方針</p>
	<p>陸上及び船上からの外観目視による定期点検・診断を実施する。また、必要に応じて、潜水による詳細な点検・診断を実施する。定期点検の実施周期については施設の変状・劣化状況等に応じて定める。</p>
	<p>○維持管理・修繕・更新等の実施方針</p>
	<p>点検・診断の結果、変状の原因及び程度、要求性能及びライフサイクルコスト等を考慮し、適時適切に修繕を行う「予防保全型維持管理」を推進し、修繕・更新費用の縮減及び平準化を図る。</p>
	<p>○安全確保の実施方針</p>
	<p>巡視や点検等により大規模な変状の有無を把握し、適切な補修・補強工事を行うことにより安全確保を図る。</p>
	<p>○耐震化の実施方針</p>
	<p>「岡山県国土強靱化地域計画」における大規模地震対策の拠点港及び補完港の港湾施設について、耐震化を進めていく。</p>
	<p>○長寿命化の実施方針</p>
	<p>長寿命化計画に基づき、点検・診断を実施し、施設の重要度・劣化状況等を考慮して必要な対策を講ずる。また、点検結果等を踏まえ、適宜、計画の見直しを行う。</p>
<p>○統合や廃止の推進方針</p>	
<p>船舶の大型化や、企業活動の集約化など、港湾をとりまく環境の変化に応じて、施設の利用状況を勘案し、施設の集約や利用転換を推進する。</p>	
<p>○総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針</p>	
<p>港湾施設ごとの老朽化対策の方針決定において、国と連携しながら進めるなど、効率的・効果的な維持管理体制を構築する。 また、「公共施設マネジメント推進会議」を通じて実施状況の検証等を行う。</p>	

施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

施設類型	都市公園
現状と課題	<p>都市公園として供用開始されてから、50年以上経過している公園もあり、一部の施設については大規模改修を実施しているものの、施設の老朽化が進んでいるものが多い。</p> <p>このため、計画的な施設管理を行い、公園利用者の安全を確保する必要がある。</p>
方向性	<p>長寿命化計画に基づき、計画的に点検、修繕や更新等を行い、トータルコストの縮減と平準化を図るとともに、公園利用者の安全を確保する。</p>
取組方針等	<p>○点検・診断等の実施方針</p> <p>日常的な点検に加え、5年に1回、目視、打診等による定期点検を実施し、施設の状況を適切に把握する。</p>
	<p>○維持管理・修繕・更新等の実施方針</p> <p>長寿命化計画に基づいた維持管理、修繕、更新等を実施することにより、トータルコストの縮減及び平準化を図る。</p>
	<p>○安全確保の実施方針</p> <p>日常点検や定期点検により、施設の健全度を把握し、重要度や緊急度に応じ、適切な対策を実施することで、公園利用者の安全を確保する。</p>
	<p>○耐震化の実施方針</p> <p>地域防災計画等で避難所に指定されている都市公園については、各施設の重要性、緊急性、更新時期等を踏まえ、順次耐震化を図る。</p>
	<p>○長寿命化の実施方針</p> <p>長寿命化計画に基づいた施設管理を行う。また、点検結果を踏まえ、適宜、計画の見直しを行う。</p>
	<p>○統合や廃止の推進方針</p> <p>公園利用者のニーズを踏まえ適切に判断する。</p>
	<p>○総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針</p> <p>長寿命化計画に基づき、施設管理者と連携を図り、効率的に点検、維持管理、修繕等が実施できる体制を構築する。</p> <p>また、「公共施設マネジメント推進会議」を通じて実施状況の検証等を行う。</p>

施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

施設類型	下水道
現状と課題	<p>流域下水道事業は、昭和54(1979)年の事業着手以降順次整備が進められ、今後の老朽化の進行に伴い維持管理・更新等に要する費用の増加が懸念される。特に、機械・電気設備は、管渠や建築・土木構造物と比べ耐用年数が短期であり、劣悪環境とも相まって早期に修繕・更新等が必要となる。</p>
方向性	<p>下水道施設全体を一体的に捉えた「下水道ストックマネジメント計画」を策定し、当該計画に基づく計画的な点検・調査及び長寿命化を含めた改築等を行うことにより、施設全体の持続的な機能確保及びライフサイクルコストの低減を図る。</p>
取組方針等	<p>○点検・診断等の実施方針</p>
	<p>平成27年に改正された下水道法の維持管理基準やストックマネジメント計画に基づき計画的な点検・調査を行い、処理場施設の健全度、管路施設の緊急度を評価し、対策の優先順位付けを行う。</p>
	<p>○維持管理・修繕・更新等の実施方針</p>
	<p>予防保全型維持管理の対象施設を拡大し、ストックマネジメント計画に基づく計画的な修繕や改築更新を実施する。</p>
	<p>○安全確保の実施方針</p>
	<p>道路陥没やマンホール蓋に起因する事故防止のため、管渠内カメラ点検により施設状況を把握し、被害が想定される場合には、応急措置を実施する。</p>
	<p>○耐震化の実施方針</p>
	<p>耐震診断により補強が必要となった処理施設や管路施設について、各施設の重要度や更新計画を勘案し地震対策を実施する。</p>
	<p>○長寿命化の実施方針</p>
	<p>「下水道事業のストックマネジメント実施に関するガイドライン」に基づき、管路施設・処理場施設のストックマネジメント計画を策定し、計画的な修繕及び改築更新を実施する。</p>
<p>○統合や廃止の推進方針</p>	
<p>段階的に施設整備を実施しているため、今後整備予定の施設について、将来の人口減少を見据えた将来計画への見直しを検討する。</p>	
<p>○総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針</p>	
<p>下水道施設全体を一体的に捉えたストックマネジメント計画を策定し、計画的な管理を実現するために民間も含めた管理体制の整備を検討する。 また、「公共施設マネジメント推進会議」を通じて実施状況の検証等を行う。</p>	

施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

施設類型	県営住宅
現状と課題	<p>県営住宅は、昭和40～50年代前半までにその約7割が建設されており、耐用年限が経過するなど老朽化した住棟が増加していることから、戦略的な維持管理が必要である。</p> <p>また、耐用年限が70年の住棟など今後も引き続き管理していくものについては、長期的な維持管理が必要となることから、長寿命化を図り、ライフサイクルコストの縮減につなげていくことが重要となっている。</p>
方向性	<p>建築物の状態に応じて、予防保全型のストック改善工事と日頃の維持修繕を適切に行い、計画的な長寿命化とトータルコストの縮減を図る。</p>
取組方針等	<p>○点検・診断等の実施方針</p> <p>建築基準法による専門家の定期点検を3年に一度実施するとともに、日頃の維持管理を通じて、施設の状態を把握する。</p>
	<p>○維持管理・修繕・更新等の実施方針</p> <p>築後30年以上経過した中・高層住棟について、外壁改修・屋上防水改修等の改修工事を順次実施する。</p> <p>また、建築設備などについて、計画的に更新を実施する。</p>
	<p>○安全確保の実施方針</p> <p>点検により、修繕が必要な箇所を把握し、優先順位をつけて修繕を実施することにより、安全確保を図る。</p>
	<p>○耐震化の実施方針</p> <p>耐震診断基準に基づく耐震診断、耐震改修は完了しているが、新たな考え方が取り入れられれば、適切に対応する。</p>
	<p>○長寿命化の実施方針</p> <p>長寿命化計画に基づき、予防保全を主体とした施設管理に努める。また、点検結果等を踏まえ、適宜、長寿命化計画の見直しを行う。</p>
	<p>○統合や廃止の推進方針</p> <p>公営住宅供給目標量を踏まえた上で、社会情勢など様々な視点から総合的に判断する。</p>
	<p>○総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針</p> <p>引き続き、指定管理者による管理を実施し、計画的かつ効率的な管理を実現するために、県と指定管理者との間で受け持つ修繕を適切に役割分担する。</p> <p>また、「公共施設マネジメント推進会議」を通じて実施状況の検証等を行う。</p>

施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

施設類型	土地改良施設等
現状と課題	<p>県が所有又は管理する農業用防災ダムなどの農業水利施設や地すべり防止施設、海岸保全施設は、食料生産を支える重要なインフラであるのみならず、農村地域の防災・減災といった公益的な役割も果たしており、管理については、県が直接もしくは市町村や土地改良区に委託して行っている。</p> <p>今後は、用排水機場や各施設の電気設備などの多くの施設が更新時期を迎える中、限られた予算や人員で効果的・効率的に長寿命化対策に取り組む必要がある。</p>
方向性	<p>日常点検や施設監視により施設の状況を把握するとともに、長寿命化計画に基づき計画的に修繕や更新を行うことにより、ライフサイクルコストを低減し、施設機能が長期間にわたって安定的に発揮することを目指す。</p>
取組方針等	<p>○点検・診断等の実施方針</p> <p>管理者は定期的に日常点検を行うとともに、施設監視計画に基づき施設の状況を各施設の管理システム等により県に報告する。また、県は管理者からの報告や施設の劣化状況等に応じて機能診断を行い、適宜長寿命化計画の見直しを行う。</p>
	<p>○維持管理・修繕・更新等の実施方針</p> <p>管理者は日常点検に基づく簡易な補修などの維持管理を行うとともに、県は機能診断や施設監視を踏まえた長寿命化計画に基づく適時・適切な修繕や更新などの実施に努める。</p>
	<p>○安全確保の実施方針</p> <p>日常点検や施設監視を通じて、施設の状況を正確に把握し、適時・適切な対策を講じることにより、安全性の確保に努める。</p>
	<p>○耐震化の実施方針</p> <p>人命・財産やライフラインへの影響など、施設の重要度に応じて必要な耐震性の有無を確認し、所要の耐震性を有していない場合は、重要度や緊急性が高いと判断された施設から耐震化対策を講じる。</p>
	<p>○長寿命化の実施方針</p> <p>機能診断や長寿命化計画に基づき、対策が必要な施設や設備の優先順位を定め、劣化状況等に応じた適時・適切な補修や更新などを実施し、長寿命化対策を推進する。</p>
	<p>○統合や廃止の推進方針</p> <p>受益地の社会的な条件や営農・水利用の状況変化に伴い、施設の集約化や規模の見直しなどの必要性が認められる場合、市町村など関係機関と協議しながら施設の統廃合やダウンサイジングについての検討を行う。</p>
	<p>○総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針</p> <p>「基幹水利施設カルテシステム」など各施設の管理システムを活用することなどにより、施設の状況を県と管理者間でリアルタイムに情報共有することで、修繕・更新等の必要性や緊急性を把握し、適時・適切な長寿命化対策を実施する。</p> <p>また、「公共施設マネジメント推進会議」を通じて実施状況の検証等を行う。</p>

施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

施設類型	治山施設
現状と課題	治山施設は、自然条件の厳しい箇所に整備されているものが多く、また、整備から50年を超える施設もあり、経年劣化やその他様々な要因により、施設の劣化・損傷等が生じているおそれがある。このため、機能強化を含めた適切な維持管理が必要となっている。
方向性	地球温暖化に伴う気候変動等による山地災害の発生が懸念されることから、効率的な施設の調査・点検等を行い、その結果に基づき適切な修繕・更新等を実施するメンテナンスサイクルの構築に向けた取組を推進する。
取組方針等	○点検・診断等の実施方針 治山施設の有する機能や保全対象施設及び森林状況を考慮した調査・点検等を実施するとともに、異常豪雨時等の後には、必要に応じて巡視・点検等を行い、健全度の把握を進める。 また、効率的に施設の維持管理・更新を行っていくため、UAVを活用した点検等により、点検の効率化、点検コストの縮減及び点検の省力化を図るなど新技術の活用を推進していく。
	○維持管理・修繕・更新等の実施方針 調査・点検等の結果を踏まえ、「治山施設長寿命化計画」を改訂し健全度の把握を進める。
	○安全確保の実施方針 調査・点検等の結果、人家・公共施設などの保全対象に被害を及ぼすと判断された場合は、緊急的な修繕等の必要な対策を実施する。
	○耐震化の実施方針 堤高が15m以上の治山ダム及び高さが8mを超える土留工については、地震加重を安定計算に用いる加重に加える。
	○長寿命化の実施方針 「治山施設長寿命化計画」を改訂し、治山施設の計画的な予防保全型維持管理を実施する。
	○統合や廃止の推進方針 調査・点検等の結果、人家・公共施設などの保全対象の消滅等が確認された箇所等は、施設の廃止を含めた維持管理を検討する。
	○総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針 施設の調査・点検等を効率的に実施するため、計画的な業務委託を行うとともに、修繕等の必要な施設については、早急な対策を実施する。 また、「公共施設マネジメント推進会議」を通じて実施状況の検証等を行う。

施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

施設類型	漁港施設
現状と課題	<p>県が管理する漁港は13漁港であり、高度経済成長期に建設された施設も多く、今後は老朽化による修繕費や維持管理費、更新費の増大が懸念される。予防保全型の維持管理計画による施設の長寿命化及び維持管理費用、更新費用の平準化を図る必要がある。</p>
方向性	<p>漁港施設の長寿命化計画に基づき、計画的に維持管理・更新等を実施し、予防保全を主体とした施設の老朽化対策を行っていく。施設の長寿命化とライフサイクルコストの縮減を図り、将来にわたり必要な施設機能の確保を推進していく。</p>
取組方針等	<p>○点検・診断等の実施方針</p> <p>長寿命化計画に基づき計画的に点検を実施し、目視による健全度を診断する。</p>
	<p>○維持管理・修繕・更新等の実施方針</p> <p>点検、診断等の結果を受けて、施設の特性和安全性、経済性を踏まえつつ、損傷が軽微である早期段階に予防的な修繕等を実施することで、機能の保全・回復を図る「予防保全」を推進する。</p>
	<p>○安全確保の実施方針</p> <p>点検・診断等により安全性に支障を来すと判断された場合には、緊急的な修繕を実施するなど必要な措置を講じる。</p>
	<p>○耐震化の実施方針</p> <p>点検・診断等により緊急性が高いと判断された場合には、順次耐震化対策を検討する。</p>
	<p>○長寿命化の実施方針</p> <p>計画的な保全措置による長寿命化を推進し、中長期的な維持管理・更新等に係るトータルコストの縮減と予算の平準化を図る。</p>
	<p>○統合や廃止の推進方針</p> <p>施設の老朽化の度合いや利用状況から判断し、利用が少ない施設については、施設が老朽化している場合は補修や更新を行わず廃止（除却）することを検討する。</p>
	<p>○総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針</p> <p>職員の研修受講機会の確保などにより、点検・診断等の知識や技術を習得した人材の継続的な確保・育成を図る。 また、「公共施設マネジメント推進会議」を通じて実施状況の検証等を行う。</p>

施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

施設類型	漁場施設
現状と課題	<p>県が管理する漁場施設は整備後20～30年を経過した施設も多く、今後、老朽化による修繕費や維持管理費、更新費の増大が懸念される。予防保全型の維持管理計画による施設の長寿命化及び維持管理費用、更新費用の平準化を図る必要がある。</p>
方向性	<p>対象施設の形式に応じて、長寿命化計画に基づく点検、修繕を行い、予防保全を主体とした維持管理に努め、トータルコスト縮減と予算平準化を図る。</p>
取組方針等	<p>○点検・診断等の実施方針</p>
	<p>長寿命化計画及び管理協定に基づき、定期的に点検を実施する。また、台風通過後等の適切な時期に臨時点検を実施する。</p>
	<p>○維持管理・修繕・更新等の実施方針</p>
	<p>長寿命化計画に基づいた適切かつ効果的な修繕等を行う。</p>
	<p>○安全確保の実施方針</p>
	<p>定期点検や台風通過後等の臨時点検により状態を把握し、重要性、緊急性を勘案して必要な修繕等を行う。</p>
	<p>○耐震化の実施方針</p>
	<p>点検・診断等により緊急性が高いと判断された場合には、順次耐震化対策を検討する。</p>
	<p>○長寿命化の実施方針</p>
	<p>計画的な保全措置による長寿命化を推進し、中長期的な維持管理・更新等に係るトータルコストの縮減と予算の平準化を図る。</p>
<p>○統合や廃止の推進方針</p>	
<p>施設の老朽化の度合いや利用状況から判断し、利用が少ない施設については、施設が老朽化している場合は補修や更新を行わず廃止（除却）することを検討する。</p>	
<p>○総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針</p>	
<p>職員の研修受講機会の確保などにより、点検・診断等の知識や技術を習得した人材の継続的な確保・育成を図る。 また、「公共施設マネジメント推進会議」を通じて実施状況の検証等を行う。</p>	

施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

施設類型	漁港海岸
現状と課題	<p>県が管理する漁港海岸は13海岸であり、築造後50年を経過している施設もあり、平成16(2004)年度の台風により被害を受けて一部の施設においては老朽化が著しく、施設機能の延命措置を図る必要がある。また、老朽化による修繕費や維持管理費、更新費の増大が懸念される。予防保全型の維持管理計画による施設の長寿命化及び維持管理費用、更新費用の平準化を図る必要がある。</p>
方向性	<p>漁港海岸の長寿命化計画に基づき、計画的に点検を行い、劣化・損傷の早期発見・早期対策による予防保全を主体とした施設の長寿命化と計画的な大規模修繕や更新を行い、トータルコストの縮減と平準化を図るとともに、安全性の確保を推進する。</p>
取組方針等	<p>○点検・診断等の実施方針</p>
	<p>長寿命化計画に基づき、定期的に点検を実施する。また、台風時等には臨時点検を行い被害の把握に努める。</p>
	<p>○維持管理・修繕・更新等の実施方針</p>
	<p>長寿命化計画に基づいた適切かつ効果的な修繕等を行う。</p>
	<p>○安全確保の実施方針</p>
	<p>定期的点検や台風時等には臨時点検により、海岸保全区域の全体の巡視・点検を行うとともに、被災等の発生時には必要な維持補修を行う。</p>
	<p>○耐震化の実施方針</p>
	<p>点検・診断等により緊急性が高いと判断された場合には、順次耐震化対策を検討する。</p>
	<p>○長寿命化の実施方針</p>
	<p>点検・診断により長寿命化計画の策定・更新を行うとともに、施設の重要度・劣化状況等を考慮して対策を実施する。</p>
<p>○統合や廃止の推進方針</p>	
<p>施設の利用状況を勘案し、水門陸閘の常時閉鎖・統廃合を実施し、緊急時の確実な閉鎖及び操作者の安全確保を図る。</p>	
<p>○総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針</p>	
<p>職員の研修受講機会の確保などにより、点検・診断等の知識や技術を習得した人材の継続的な確保・育成を図る。 また、「公共施設マネジメント推進会議」を通じて実施状況の検証等を行う。</p>	

施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

施設類型	空港
現状と課題	昭和63(1988)年に開港した岡山空港、昭和37(1962)年に開港した岡南飛行場の2空港がある。岡山空港は開港から37年を迎え、また岡南飛行場についても開港から60年以上が経過し、施設の老朽化が顕著となっている。これまでも滑走路、誘導路舗装等の施設の更新を行ってきたが、今後も引き続きこれらの施設を適切に維持管理・更新を行うことが必要である。
方向性	空港ごとに定めた「維持管理・更新計画」等に基づき、空港施設の適切な維持管理・更新を行うことにより、航空機の安全かつ安定的な運航に必要な空港機能を確保する。
取組方針等	○点検・診断等の実施方針
	「維持管理・更新計画」等に基づき、巡回点検、定期点検等を計画的に実施する。
	○維持管理・修繕・更新等の実施方針
	「維持管理・更新計画」等に基づき、点検結果を踏まえて緊急的な修繕、計画的な修繕・更新を行う。
	○安全確保の実施方針
	「維持管理・更新計画」等に基づき、航空機の運航に障害となる損傷等が発生した場合又は発生するおそれがある場合に、緊急的な修繕を実施する。
	○耐震化の実施方針
	大規模災害時に救助・救急、救援物資輸送等の拠点となる岡山空港について、進入灯橋梁等の主要な施設の耐震化は完了している。
	○長寿命化の実施方針
「維持管理・更新計画」等に基づき、適切に点検、修繕を行うことで、施設の長寿命化に繋げるとともに、維持管理費用のトータルコストの縮減や予算の平準化を図る。	
○総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針	
職員の研修受講機会の確保などにより、点検・診断等の知識や技術を習得した人材の継続的な確保・育成を図る。 また、「公共施設マネジメント推進会議」を通じて実施状況の検証等を行う。	

施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

施設類型	情報通信施設（情報ハイウェイ）
現状と課題	<p>県下全域を8の字型に結んだ高速大容量の光ファイバ網である岡山情報ハイウェイは、平成10(1998)年度から整備を開始し、平成12(2000)年度に基幹回線は全て完成し、一般に無料開放されている。光ファイバは定期点検や電柱更新に伴うケーブル移設時等に状況を把握して適宜更新を行い、情報ハイウェイ拠点のNOC・DC・POPについては水害等防止のため一部移設を実施した。情報ハイウェイ光ケーブルは県自設柱以外に、通信事業者等の所有する電柱に共架しているが、各事業者所有の電柱の更新時期が迫っており、今後、電柱所有者による電柱更新に伴うケーブル移設等工事が多発することが懸念される。</p>
方向性	<p>平成25(2013)年に有識者会議の意見を踏まえて検討した結果、当県が情報ハイウェイを保有・運営していくこととなったが、近年では設備の老朽化や、維持管理費用の増加などの課題が顕在化している。そこで、ネットワーク環境の必要性や県の役割、最新技術・サービス動向、民間代替の可能性などを考慮しつつ、令和10(2028)年を目途に情報ハイウェイの大規模更新の必要性や保有・運営の在り方について検討を行う。</p>
取組方針等	<p>○点検・診断等の実施方針</p>
	<p>岡山情報ハイウェイ基幹回線保守業務により定期点検を実施し、光ファイバケーブルの状況把握に努め、障害発生前に適宜張り替え等の修繕・更新を行う。また、岡山情報ハイウェイ運用管理業務委託等により24時間365日の監視を行い、障害発生時にも早期対応ができる体制を維持する。</p>
	<p>○維持管理・修繕・更新等の実施方針</p>
	<p>岡山情報ハイウェイ基幹回線保守業務、臨時保守管理業務、臨時保守業務により、支障移転工事に伴う調査や定期点検等を実施し、光ファイバケーブルの状況把握に努め、障害発生前に適宜張り替え等の修繕・更新を行う。また、岡山情報ハイウェイ運用管理業務委託により、24時間365日の監視を行い、障害発生時にも早期対応ができる体制を維持する。</p>
	<p>○安全確保の実施方針</p>
	<p>岡山情報ハイウェイ基幹回線保守業務、臨時保守管理業務、臨時保守業務により、支障移転工事に伴う調査や定期点検等を実施し、光ファイバケーブルの状況把握に努め、適宜張り替え等の修繕・更新することで事故を未然に防止する。また、岡山情報ハイウェイ運用管理業務委託により、24時間365日の監視を行うことで、障害発生時にも早期対応ができる体制を維持することで、安全確保に努める。</p>
	<p>○総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針</p> <p>「公共施設マネジメント推進会議」を通じて実施状況の検証等を行う。</p>

施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

施設類型	発電施設
現状と課題	<p>電気事業では、水力18箇所、太陽光1箇所の計19箇所の発電所を有している。</p> <p>これまで電気機械設備の更新や修繕等を行ってきたが、建設後50年を経過した発電所では、水路等の土木設備の更新時期を迎えるため、今後は計画的に老朽化施設等の延命化・更新を進める必要がある。</p>
方向性	<p>発電設備のきめ細かな保守管理を実施するとともに、老朽化施設の延命化・更新については、各施設の重要性により優先順位をつけ、また、ライフサイクルコストの最小化も考慮して実施し、より安全かつ効率的に電力を安定供給する。</p>
取組方針等	<p>○点検・診断等の実施方針</p>
	<p>各設備について、岡山県営電気事業保安規程等に基づき点検を実施する。</p>
	<p>○維持管理・修繕・更新等の実施方針</p>
	<p>点検・診断等の結果を受けて、施設の特性や安全性、経済性を踏まえ予防的な修繕を実施する。また、各施設の経過年数、点検結果、故障等の発生状況等を総合的に判断し、施設の重要性・緊急性・経済性により優先順位をつけて修繕・更新工事を実施する。</p>
	<p>○安全確保の実施方針</p>
	<p>点検・診断等により危険性が認められる場合は、必要な工事等を実施する。</p>
	<p>○耐震化の実施方針</p>
	<p>主要施設の耐震化は実施済みだが、必要に応じて計画的に実施する。</p>
	<p>○長寿命化の実施方針</p>
	<p>定期的な点検により劣化度を把握し、計画的な修繕・更新工事を実施することで全体費用の最小化と平準化を図り、施設の長寿命化を実施する。</p>
<p>○統合や廃止の推進方針</p>	
<p>稼働率の低い設備については、必要性和経済性を検討し、規模の縮小等の効率化を図る。</p>	
<p>○総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針</p>	
<p>将来にわたって安定的に事業を継続していくための中長期的な経営の基本計画である「経営計画」を策定し、総合的かつ計画的な管理を実現する。</p> <p>また、「公共施設マネジメント推進会議」を通じて実施状況の検証等を行う。</p>	

施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

施設類型	工業用水道施設
現状と課題	<p>工業用水道施設は、昭和36(1961)年から水島臨海工業地帯へ、昭和47(1972)年から笠岡地区へ、昭和55(1980)年から勝央中核工業団地へ供給を開始している。</p> <p>これまで、適宜修繕・更新を行ってきたが、今後、老朽化施設等の延命化・更新を計画的に実施していく必要がある。</p>
方向性	<p>老朽化施設の延命化・更新については、各施設の重要性、老朽度により優先順位をつけ、また、ライフサイクルコストの最小化も考慮して実施し、低廉豊富な工業用水を安定供給する。</p>
取組方針等	<p>○点検・診断等の実施方針</p> <p>各設備について、工業用水道施設維持管理基準に基づき点検を実施する。</p>
	<p>○維持管理・修繕・更新等の実施方針</p> <p>点検・診断等の結果を受けて、施設の特性や安全性、経済性を踏まえ予防的な修繕を実施する。また、各施設の経過年数、点検結果、故障等の発生状況等を総合的に判断し、施設の重要性・緊急性・経済性により優先順位をつけて修繕・更新工事を実施する。</p>
	<p>○安全確保の実施方針</p> <p>点検・診断等により危険性が認められる場合は、必要な工事等を実施する。</p>
	<p>○耐震化の実施方針</p> <p>震災時においても、各受水企業が必要とする量の工業用水を供給できるように、主要施設の耐震化を計画的に進める。</p>
	<p>○長寿命化の実施方針</p> <p>定期的な点検により劣化度を把握し、計画的な修繕・更新工事を実施することで全体費用の最小化と平準化を図り、施設の長寿命化を実施する。</p>
	<p>○統合や廃止の推進方針</p> <p>稼働率の低い設備については、必要性和経済性を検討し、規模の縮小等の効率化を図る。</p>
	<p>○総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針</p> <p>将来にわたって安定的に事業を継続していくための中長期的な経営の基本計画である「経営計画」を策定し、総合的かつ計画的な管理を実現する。 また、「公共施設マネジメント推進会議」を通じて実施状況の検証等を行う。</p>

施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

施設類型	交通安全施設
現状と課題	<p>信号機をはじめとした交通安全施設は、昭和41(1966)年の交通安全施設等整備事業に関する緊急措置法施行以来、計画的に整備を行ってきたが、現在、大量更新期を迎えており、維持管理・更新費用の増大が懸念されている。このため、施設の経年劣化や損傷状況を踏まえて、計画的・効率的な維持管理・更新等を実施していく必要がある。</p>
方向性	<p>交通安全施設の更新基準や点検結果を踏まえた上で総合的に判断し、必要な維持管理・更新等を実施することにより、更新対象ストックの適切な管理に努めるとともに、トータルコストの縮減・平準化を図る。</p>
取組方針等	<p>○点検・診断等の実施方針</p> <p>交通安全施設の保守業務委託や職員による点検や巡視等を通じ、異常の早期発見に努める。</p>
	<p>○維持管理・修繕・更新等の実施方針</p> <p>メンテナンスサイクルを構築し、実行することで老朽化対策の効率と効果を向上させる。</p>
	<p>○安全確保の実施方針</p> <p>点検・診断等により安全性に支障を来すと判断された場合には、緊急的な修繕を実施するなど必要な措置を講じる。</p>
	<p>○耐震化の実施方針</p> <p>緊急輸送道路となる幹線道路等の重要交差点に設置された信号機については、停電に起因する信号機の機能停止による混乱を防止するため、自動起動型信号機電源付加装置の設置に努める。</p>
	<p>○長寿命化の実施方針</p> <p>定期的な点検により劣化・損傷を把握し、計画的な修繕・改良工事を実施し、施設の長寿命化を図る。</p>
	<p>○統合や廃止の推進方針</p> <p>交通安全施設の設置に際しては、真に必要性の高い場所を的確に選定し、既存施設については、必要性を再検討した上で移設や撤去を推進するなど、交通の安全性を損なうことのないよう適正なストック管理に努める。</p>
	<p>○総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針</p> <p>職員の研修受講機会の確保などにより、点検・診断等の知識や技術を習得した人材の継続的な確保・育成を図る。 また、「公共施設マネジメント推進会議」を通じて実施状況の検証等を行う。</p>